

八戸市無電柱化整備計画

令和 6 年 11 月

八戸市

目次

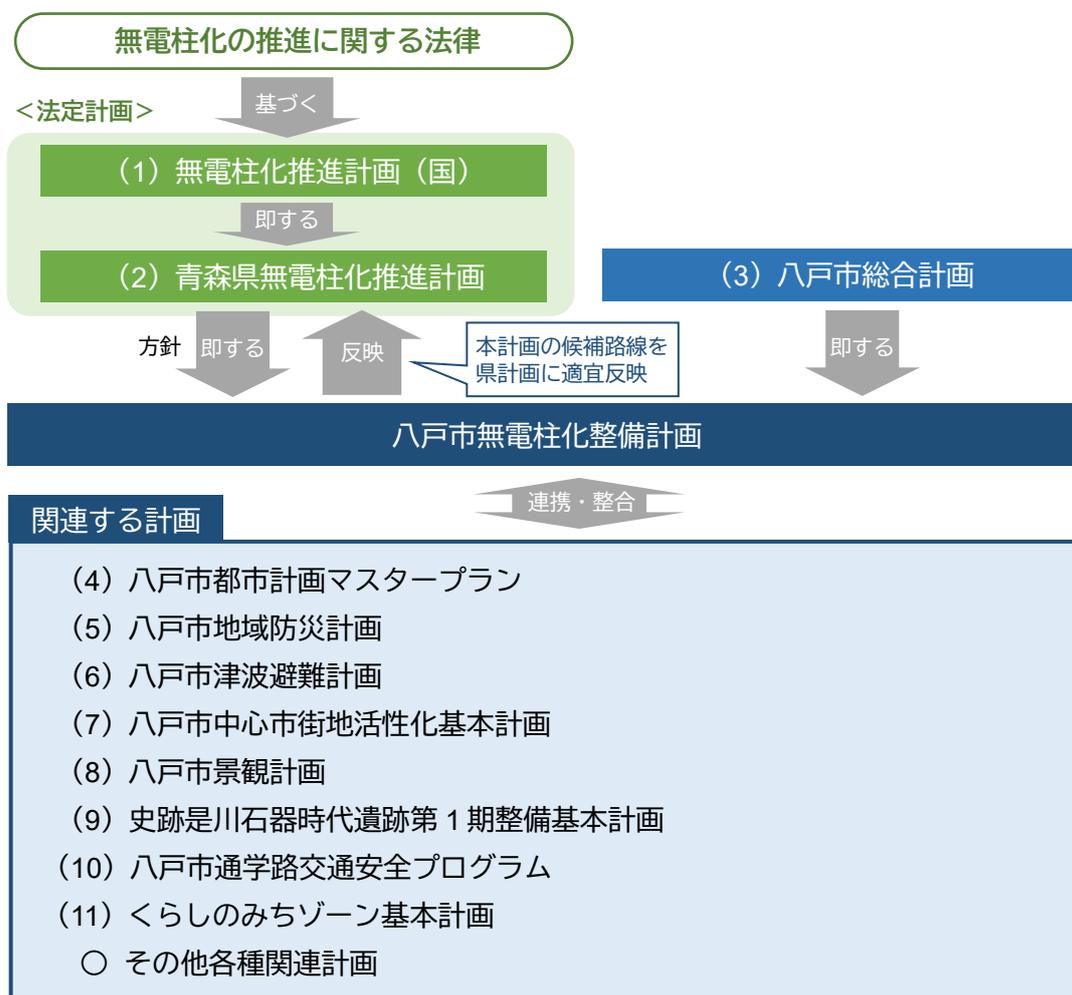
第1章 本計画の位置づけ	1
1. 本計画の目的・位置づけ	1
2. 計画対象区域	1
3. 上位・関連計画の整理	2
(1) 「無電柱化推進計画」(国土交通省、令和3年5月)	2
(2) 「青森県無電柱化推進計画(第二回改訂)」(青森県、令和6年3月)	3
(3) 「第7次八戸市総合計画」(八戸市、令和4年3月)	4
(4) 「八戸市都市計画マスタープラン」(八戸市、平成30年3月)	5
(5) 「八戸市地域防災計画」(八戸市、令和6年2月)	6
(6) 「八戸市津波避難計画」(八戸市、令和4年11月)	7
(7) 「八戸市中心市街地活性化基本計画」(八戸市、令和6年4月)	8
(8) 「八戸市景観計画」(八戸市、令和2年3月改定)	9
(9) 「史跡是川石器時代遺跡第1期整備基本計画」(八戸市、平成30年3月)	10
(10) 「八戸市通学路交通安全プログラム」(令和6年3月)	11
(11) 「くらしのみちゾーン基本計画」(八戸市、平成17年3月)	12
第2章 電線共同溝の概要	13
1. 電線共同溝整備事業の経緯	13
2. 無電柱化の対象範囲	15
3. 無電柱化の方法	16
(1) 地中化構造	17
1) キャブシステム方式(CAB)	17
2) 自治体管路方式	18
3) 単独地中化方式	18
4) 電線共同溝方式(C・C・B)	19
5) その他の方式	20
(2) 非地中化構造	21
(3) 無電柱化推進のための新たな取組	22
1) 電柱の新設禁止及び固定資産税の特例措置	22
2) 埋設基準の改定	24
3) 低コスト手法の取組状況	25
4. 事業の流れ及び手続フロー	28
第3章 八戸市内における無電柱化の現状	29
第4章 今後の無電柱化の取組姿勢	31
第5章 無電柱化の対象道路	32
1. 防災	32
2. 安全・円滑な交通確保	32
3. 景観形成・観光振興	33
4. その他必要と考えられる道路	33

第6章 事業箇所の候補	34
1. 事業箇所の候補の整理.....	34
2. 概算事業費	40
3. 事業の推進に向けた検討	41
(1) 事業の推進に向けた課題.....	41
(2) 事業の推進に向けた取り組み	42
1) 様々な整備手法の活用	42
2) 占用制度の運用	43
3) 広報・啓発活動.....	43

第1章 本計画の位置づけ

1. 本計画の目的・位置づけ

- 本計画は、無電柱化事業を効果的かつ効率的に推進するため、国、県の無電柱化推進計画や、その他の上位・関連計画との整合を図りつつ、八戸市における無電柱化に関する基本的な方針を策定し、候補路線を定めるものである。
- なお、国、県の無電柱化推進計画の基本的な方針は踏襲するものとし、本計画に定める候補路線は優先度などに応じて青森県無電柱化推進計画の事業箇所に適宜反映させるものとする。



2. 計画対象区域

- 本計画の対象区域は、八戸市全域とする。

3. 上位・関連計画の整理

(1) 「無電柱化推進計画」(国土交通省、令和3年5月)

第1 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1. 取組姿勢
 - ・新設電柱を増やさない
特に緊急輸送道路については電柱を減少させる
 - ・徹底したコスト縮減を推進し、限られた予算で無電柱化の実施延長を延ばす
 - ・事業の更なるスピードアップを図る
2. 適切な役割分担による無電柱化の推進
 - ①防災・強靱化目的
 - ・市街地の緊急輸送道路など道路の閉塞防止を目的とする区間は道路管理者が主体的に実施
 - ・長期停電や通信障害の防止や、電線共同溝方式が困難な区間は電線管理者が主体的に実施
 - ・上記の重複は道路管理者、電線管理者が連携し実施
 - ②交通安全、景観形成・観光振興目的
 - ・安全・円滑な交通確保を目的とする区間、景観形成・観光振興を目的とする区間は道路管理者、地方公共団体等が主体的に実施
 - 道路事業や市街地開発事業等が実施される場合は、道路管理者、電線管理者、市街地開発事業者等の施行者及び開発事業者が連携して実施
3. 無電柱化の手法
 - ・電線共同溝方式、自治体管路方式、要請者負担方式、単独地中化方式、軒下配線、裏配線
4. まちづくり等における無電柱化
 - ・まちづくり等の計画においても無電柱化を位置づけ、地域の賑わいを創出するような道路空間の整備を推進
 - ・無電柱化を実施する機会を捉え、舗装、照明等のデザインの刷新や自転車通行空間の確保など道路空間のリデザインを推進

第2 無電柱化推進計画の期間

2021年度から2025年度までの5年間

第3 無電柱化の推進に関する目標

1. 無電柱化の対象道路
 - ・防災：市街地の緊急輸送道路、長期停電や通信障害の防止の観点で必要な区間 等
 - ・安全・円滑な交通確保：バリアフリー法に基づく特定道路、通学路、歩行者利便増進道路 等
 - ・景観形成・観光振興：世界遺産周辺、重要伝統的建造物群保存地区 等
 2. 計画目標・指標
高い目標を掲げた前計画を継承
- <進捗・達成状況を確認する指標>
- | | | |
|-------------|-------------------------------|---------|
| ①防災 | 電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化着手率 | 38%→52% |
| ②安全・円滑な交通確保 | 特定道路における無電柱化着手率 | 31%→38% |
| ③景観形成・観光振興 | 世界文化遺産周辺の無電柱化着手地区数 | 37→46地区 |
| | 重要伝統的建造物群保存地区の無電柱化着手地区数 | 56→67地区 |
| | 歴史まちづくり法重点地区の無電柱化着手地区数 | 46→58地区 |
- 目標を達成するため、「防災・減災、国土強靱化のための加速化対策」で着手する約2,400kmも含め、新たに4,000kmの無電柱化が必要
そのほか、電線管理者(長期停電や通信障害の防止の観点)や開発事業者による無電柱化あり

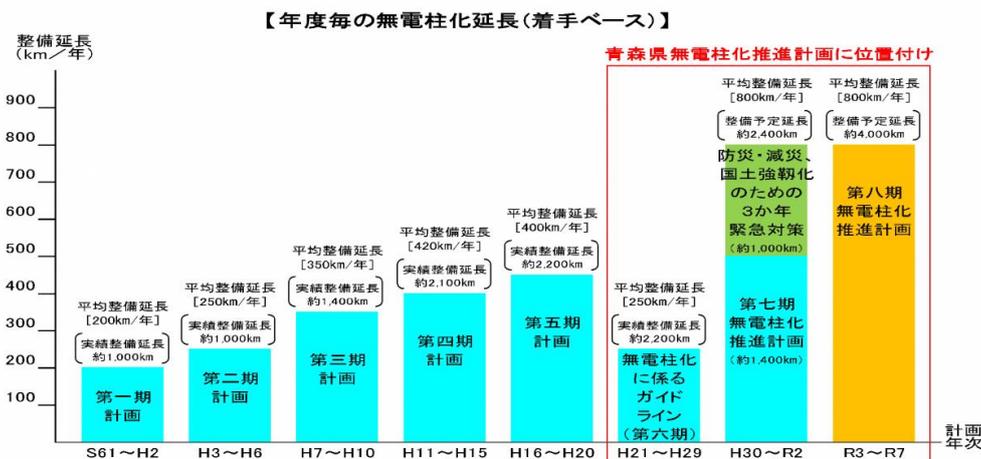
第4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 緊急輸送道路の電柱を減少
 - ・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策により無電柱化を推進 ※2,400km
 - ・既設電柱については、電線共同溝事業予定区間や電柱倒壊による道路閉塞の影響が大きい区間など優先順位を決めて、早期に占用制限を開始
 - ・沿道区域において倒壊による道路閉塞の可能性のある工作物を設置する際の届出・報告制度について、関係者が連携して道路閉塞防止を実施 ※踏切道改良促進法等の一部を改正する法律(令和3年3月31日成立) 等
2. 新設電柱の抑制
 - ・道路事業や市街地開発事業等の実施に際し、電柱新設の原則禁止の徹底
 - ・事業認可や開発許可の事前相談時などを捉え、施行者及び開発事業者等による無電柱化検討を徹底
 - ・新設電柱の増加要因を調査・分析を行い、削減に向けた対応策を令和3年度中にとりまとめ 等
3. コスト縮減の推進
 - ・地方公共団体への普及を図るなどコスト縮減の取組を進め令和7年度までに平均して約2割のコスト縮減を目標
 - ・設計要領や仕様書、積算基準等に盛り込んで標準化を図り、地方公共団体へ普及促進
 - ・配電機材の仕様統一や通信に係る特殊部の設置間隔の延伸化など電線管理者による主体的な技術開発の促進
 - ・地域の状況に応じて安価で簡便な構造・手法を採用 等
4. 事業のスピードアップ
 - ・発注方式の工夫など事業のスピードアップを図り、交通量が多いなど特殊な現場条件を除き事業期間半減(平均4年)を目標(現在は平均7年) 等
5. 占用制限の的確な運用
 - ・新設電柱の占用制限制度の拡大や既設電柱の占用制限の早期開始 等
6. 財政的措置
 - ・新たな託送料金制度の運用にあたり必要な無電柱化が確実に実施されるよう、関係省庁が連携して対応 等
7. メンテナンス・点検及び維持管理
 - ・国は、電線共同溝の点検方法等について統一的手法を示し地方公共団体も含めて適切な維持管理を図る 等
8. 関係者間の連携の強化
 - ・ガスや上下水道など他の地下埋設物と計画段階から路上工事占用調整会議等を活用し工程等を調整 等

第5 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1. 広報・啓発活動
2. 地方公共団体への技術的支援
3. 中長期的な取組

(2) 「青森県無電柱化推進計画（第二回改訂）」（青森県、令和6年3月）



【無電柱化の取り組み姿勢】

これまでの無電柱化は、歩道幅員が広く、沿道の需要密度の高い幹線道路を中心に進めてきているが、今後は、防災、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化の必要な道路において強力に推進していく必要がある。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。（無電柱化法第2条）」の理念の下、県民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により青森県の魅力あふれる美しいまちなみを取り戻し、安全・安心な暮らしを確保するよう推進することとする。

【無電柱化の対象路線】

①防災

緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等災害の被害の拡大の防止を図るために必要な道路の無電柱化を推進する。特に市街地内のこれらの道路においては、人口密度とともに電柱・電線の密度が高く、より被害が甚大となりやすいため無電柱化を推進する。

②安全・円滑な交通確保

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路や移動円滑化基本構想に位置づけられた生活関連経路その他駅周辺等の高齢者、障害者等の歩行者の多いバリアフリー化が必要な道路、人通りの多い商店街等、学校周辺の通学路、歩行者が路側帯内にある電柱を避けて車道にはみ出すような道路、車道の建築限界内に電柱が設置されている道路等の安全かつ円滑な交通確保のために必要な道路の無電柱化を図る。

③景観形成・観光振興

世界遺産・日本遺産等の周辺や重要伝統建造物群保存地区、景観法、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、景観条例等に位置づけられた地域、ジオパークその他著名な観光地、さらに、青森県有数の観光イベントである「ねぶた」や「ねぶた」、ユネスコ無形文化遺産である三社大祭等のお祭りにおける良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路の無電柱化を推進する。

(3) 「第7次八戸市総合計画」(八戸市、令和4年3月)

○第7次八戸市総合計画では、「ひと・産業・文化が輝く北の創造都市」を将来都市像として掲げ、多様な主体が相互に連携・協力しながら地域が一体となって6の施策を推進していくものとしている。

将来都市像

ひと・産業・文化が輝く 北の創造都市

A CREATIVE CITY OF THE NORTH: BRIGHT PEOPLE, INDUSTRY, CULTURE.

地域が一体となって推進する6つの政策

市とまちづくりに参画する多様な主体が相互に連携・協力しながら地域が一体となって6つの政策を推進していきます。

- | | | |
|--|--|--|
|  <p>政策1</p> | <h4>「ひと」を育む</h4> <p>子育て 教育 文化 スポーツ</p> | <ul style="list-style-type: none">● 次代を担う「ひと」を育みます。● 教養・文化・スポーツを通し豊かな人生を送る「ひと」を育みます。 |
|  <p>政策2</p> | <h4>「経済」を回す</h4> <p>産業 雇用</p> | <ul style="list-style-type: none">● 経済的な価値を生み出します。● 市場における販路と消費の拡大を促します。● 働く場と働きやすい環境をつくります。 |
|  <p>政策3</p> | <h4>「暮らし」を守る</h4> <p>環境 防災 防犯 健康</p> | <ul style="list-style-type: none">● 暮らしの環境を守ります。● 安全安心な暮らしを守ります。● 健やかな暮らしを守ります。 |
|  <p>政策4</p> | <h4>「ともに生きる社会」をつくる</h4> <p>福祉 コミュニティ 多文化共生</p> | <ul style="list-style-type: none">● 地域全体で支え合う地域をつくります。● 誰もが社会参加しやすい環境をつくります。 |
|  <p>政策5</p> | <h4>「まち」を形づくる</h4> <p>都市整備 公共交通</p> | <ul style="list-style-type: none">● 持続可能な「まち」の基盤をつくります。● 市内外の移動手段を確保します。 |
|  <p>政策6</p> | <h4>「八戸らしさ」を活かす</h4> <p>シティプロモーション 観光 国際交流</p> | <ul style="list-style-type: none">● 「八戸らしさ」を有する地域資源の価値を高めます。● 国内外に「八戸らしさ」を有する地域資源の魅力を広めます。 |

(4) 「八戸市都市計画マスタープラン」(八戸市、平成 30 年 3 月)

- 八戸市都市計画マスタープランでは、「えがおをはぐくむ えがおが つながる まち」を将来都市像に掲げ、都市活力の維持・向上を図りながら、みんなが住みやすい・住み続けられるまちを実現するために「コンパクト&ネットワークの都市構造」を構築するものとしている。
- 将来都市構造では、中心街地区に中心拠点、八戸駅周辺地区・田向地区に広域機能拠点を設定している。

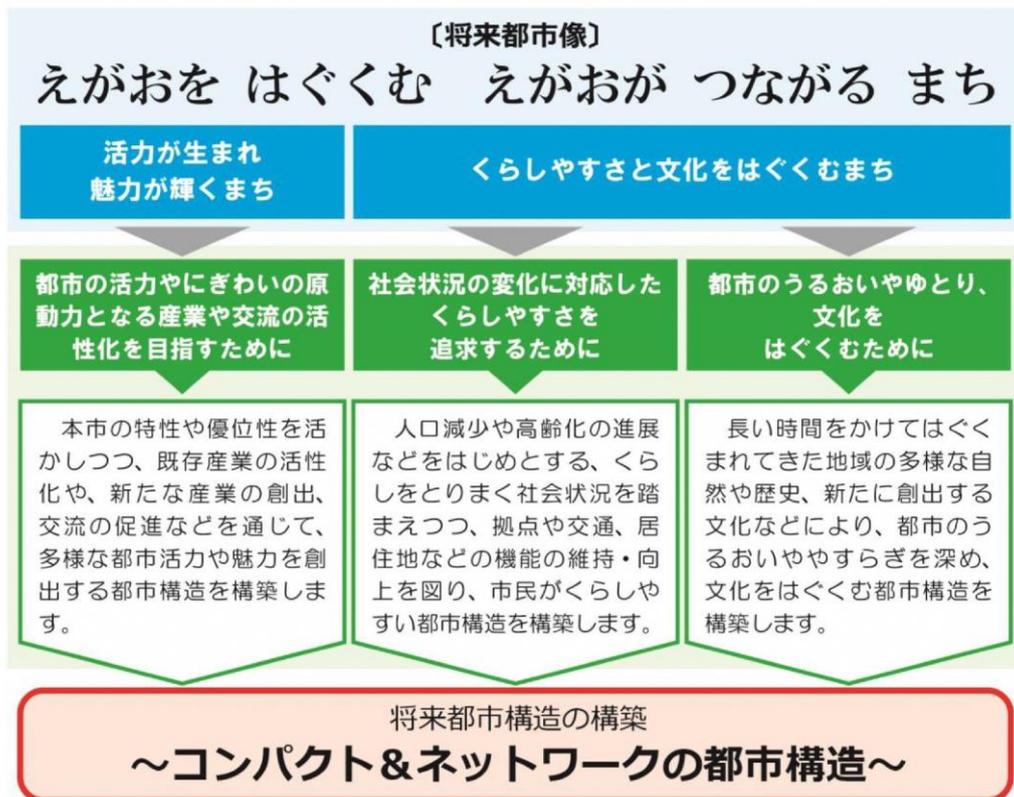


図 1 将来都市構造の構築に向けた基本的な考え方・将来都市構造図(中心部)

(5) 「八戸市地域防災計画」(八戸市、令和6年2月)

- 八戸市地域防災計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、地震・津波や風水害等の災害に対処するため、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災対策事務又は業務の遂行により、八戸市の地域並びに市民(八戸市民を指す。場面により来訪者等を含むことがある。)の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的としている。
- また、計画の実施に当たっては、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、市民、企業、団体等の関係機関が連携を強化して、時機に応じた重点課題を設定するなど、日常的に減災のための市民運動の展開を図るものとしている。
- 災害予防計画における交通施設対策として、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の推進に関する法律に基づく、道路事業等に合わせた電柱等の新設抑制及び既設撤去の推進等により、無電柱化の推進を図るものとしている。

(6) 「八戸市津波避難計画」(八戸市、令和4年11月)

○八戸市津波避難計画では、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波(L2津波)と、最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波(L1津波)の二つのレベルの津波を対象とし、避難対象地域、避難場所及び避難路の指定、津波警報等の情報収集・伝達の手順、避難指示の発令等について定めている。

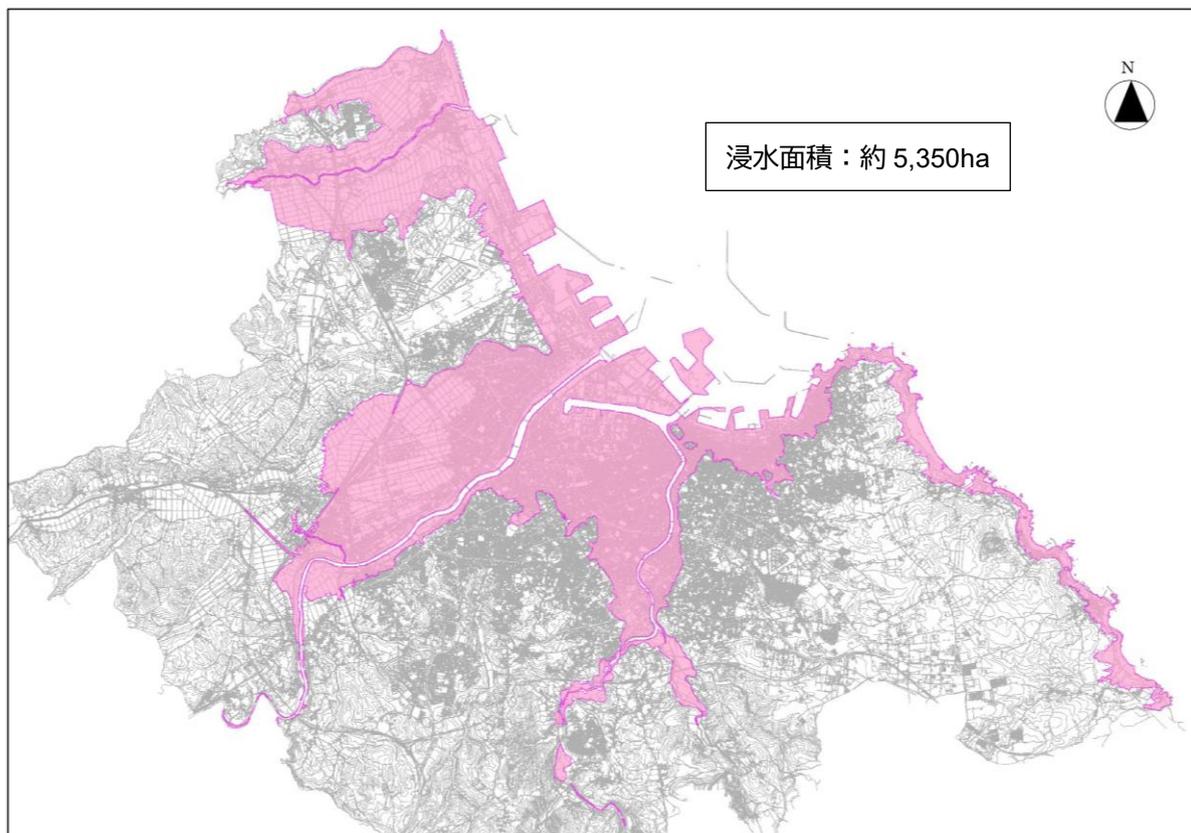


図2 L2津波浸水想定区域図

(7) 「八戸市中心市街地活性化基本計画」(八戸市、令和6年4月)

○八戸市中心市街地活性化基本計画では、「多様な活動や交流が生まれるウォーカブルなまちづくり」を基本方針の1つとして定め、関連する目標として「ウォーカブルな空間づくりの促進と賑わい創出」を掲げ、歩きたくなる居心地の良いウォーカブルな街路づくりを推進するものとしており、関連する施策として無電柱化に係る事業が位置付けられている。

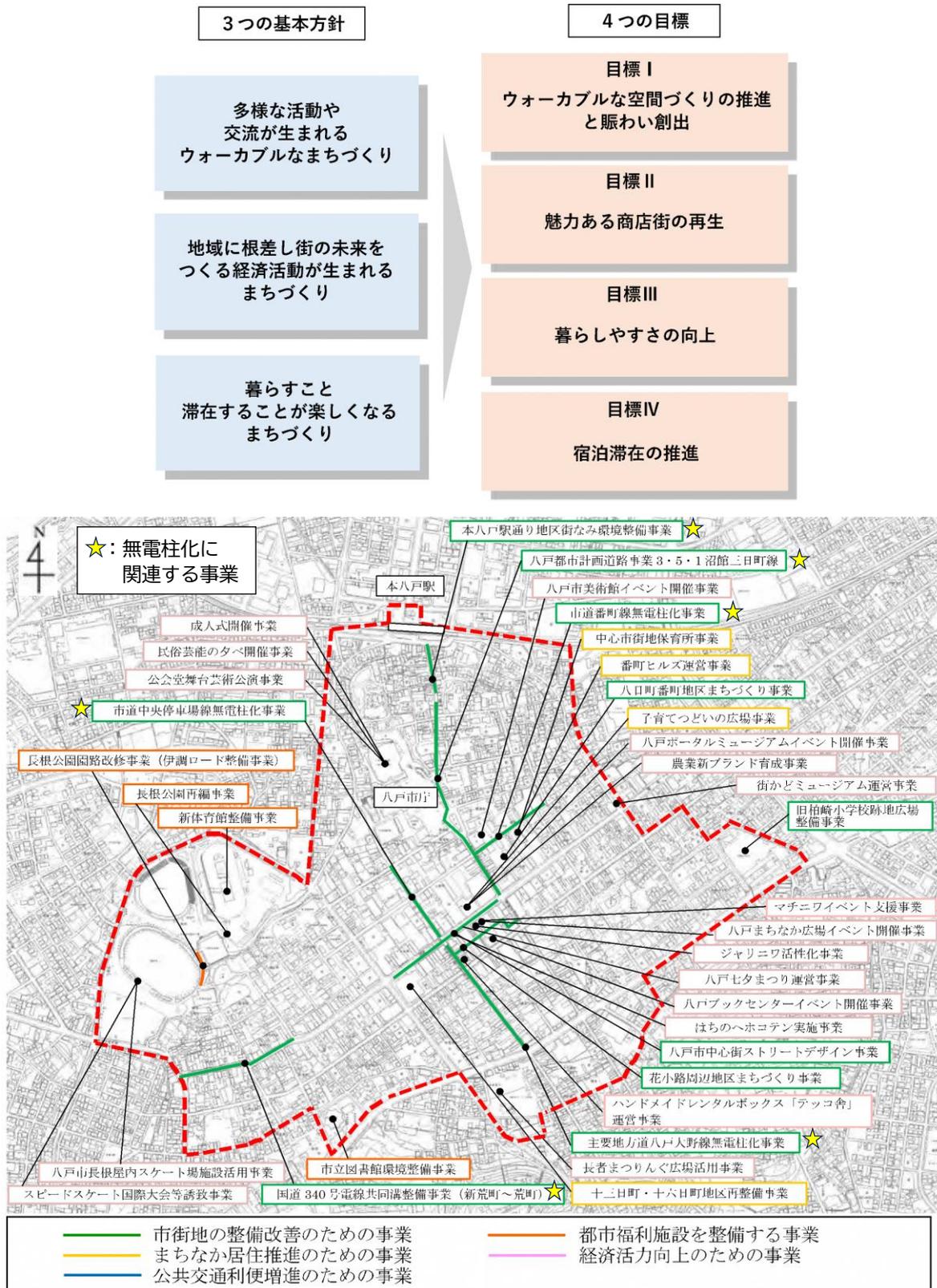


図3 中心市街地活性化の事業箇所(第4期計画)(一部加筆)

(8) 「八戸市景観計画」(八戸市、令和2年3月改定)

○八戸市景観計画では、景観軸・景観拠点のうち景観づくりの上で特に必要性の高いエリア又は自然景観を保全する必要性が高いエリアを「景観重点候補地区」として6地区(中心街地区、八戸駅周辺地区、田向地区、陸奥湊地区、種差海岸、是川地区)を設定している。

○景観重点候補地区のうち、是川地区を「景観重点地区」として設定しており、その他の地区についても今後、具体的な景観誘導施策を検討し、権利関係者との合意形成を図った上で、概ね5年程度で各地区を景観重点地区として指定していくことを目指すものとしている。

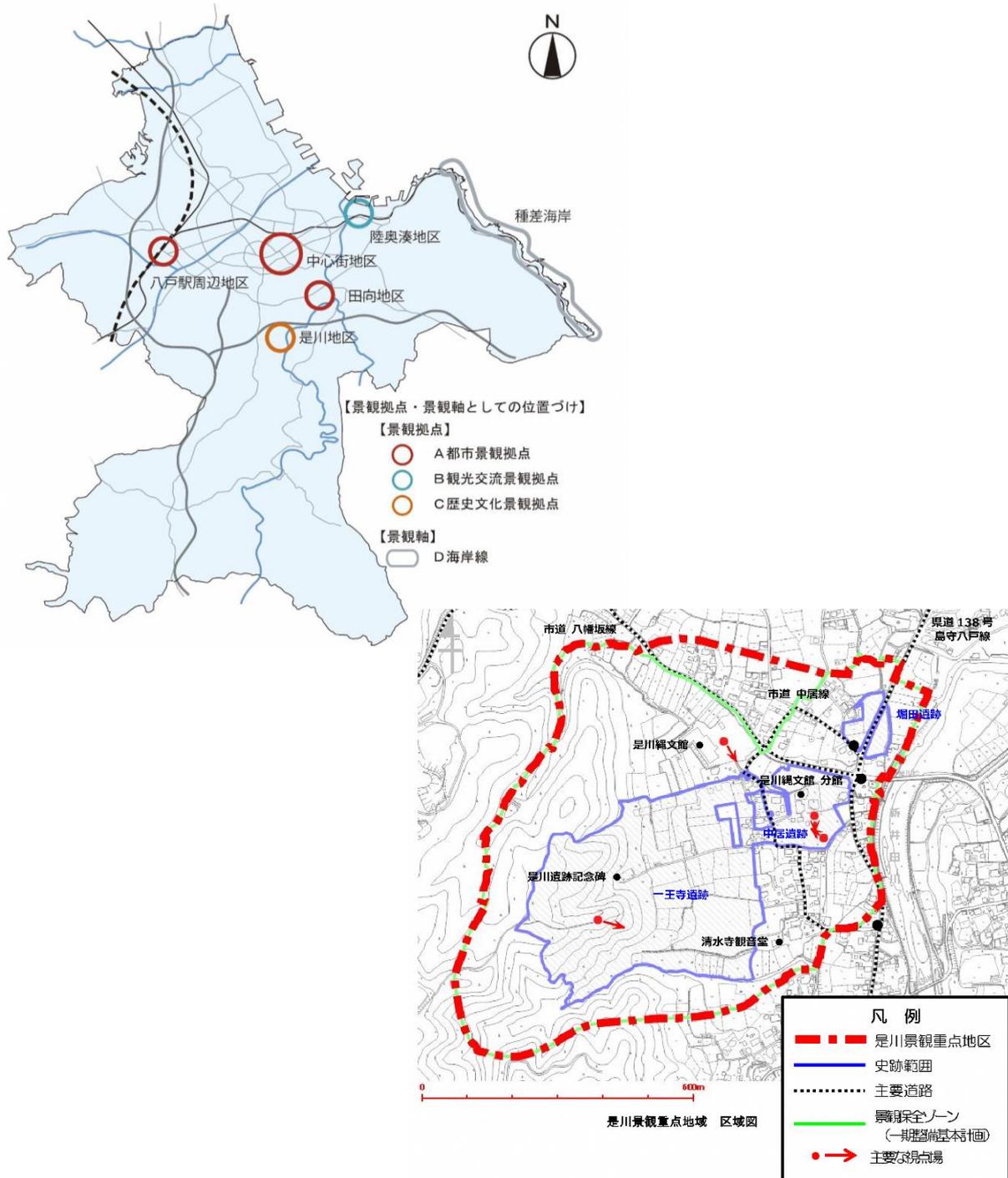


図4 景観重点候補地区・景観重点地区(是川地区)

(9) 「史跡是川石器時代遺跡第1期整備基本計画」(八戸市、平成30年3月)

- 史跡是川石器時代遺跡第1期整備基本計画では、市道八幡坂線、県道138号島守八戸線及び史跡内の電柱が景観や現代的要素として整備上の課題に挙げられている。
- 「遺跡全域の修景および植栽に関する計画」では、史跡内や周辺の電柱、電線などの現代的要素について、史跡内外からの景観を良好にするため、市施設の撤去を行うとともに、植栽による修景を行う必要があるとしている。

※令和3年7月27日の世界遺産委員会において、史跡是川石器時代遺跡を構成資産とする「北海道・北東北の縄文遺跡群」を世界遺産一覧表に記載することが決議された。

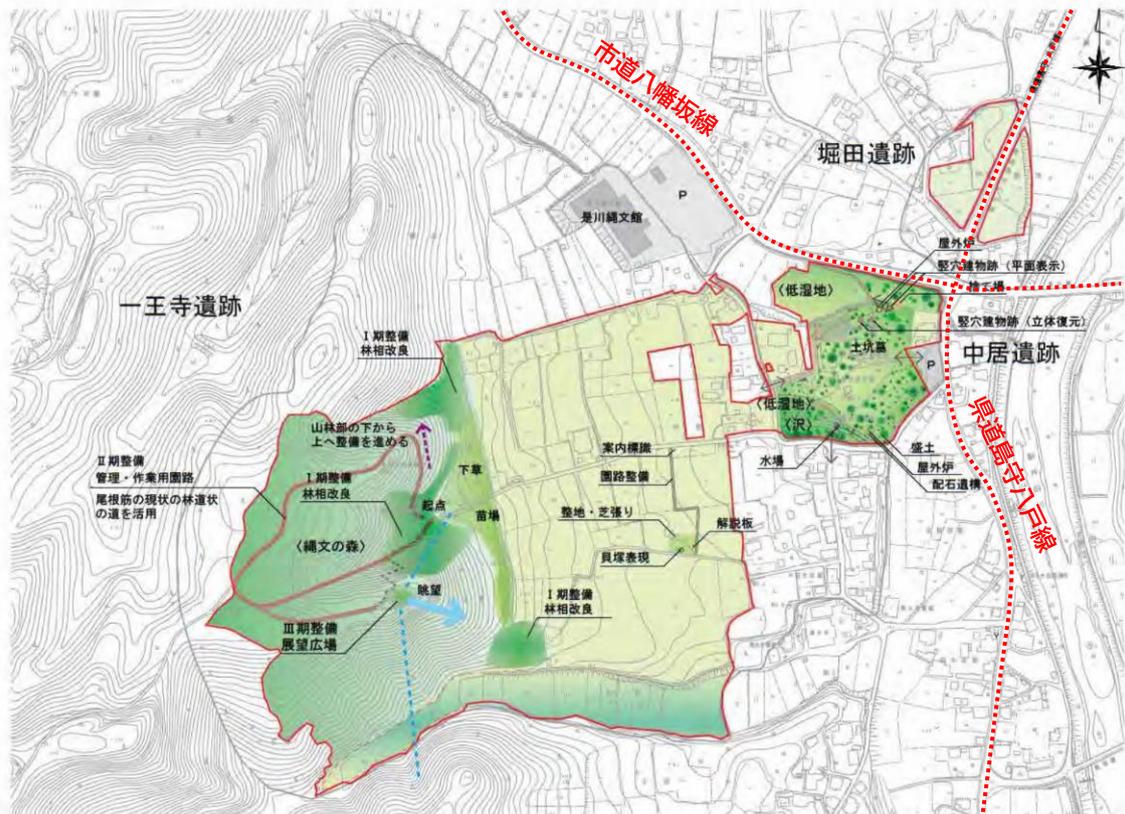


図5 全体計画図(史跡是川石器時代遺跡第1期整備)(一部加筆)

(10) 「八戸市通学路交通安全プログラム」(令和6年3月)

○八戸市通学路交通安全プログラムは、通学路の安全確保に向けた継続的な取り組みを行うことを目的としており、道路管理者や警察、教育関係機関などの関係機関の連携を図るための「通学路安全推進会議」を設置するとともに、各小・中学校単位で通学路の定期的な合同点検を実施し、点検結果に基づくハード・ソフト対策の実施、対策実施後の効果把握、対策の改善・充実を行い通学路の安全性の向上を図るものとしている。



図6 通学路安全確保のためのPDCAサイクル

第2章 電線共同溝の概要

1. 電線共同溝整備事業の経緯

- 我が国の電力・通信用の電線類は従来から架空方式により整備されていたが、電柱が歩道を占有することにより、安全で快適な歩行空間を確保できない、電柱・電線類が景観上望ましくない、災害時の対応に支障をきたす等の観点から電線類の地中化に対する社会的要請が増大し、我が国においても昭和61年度より「電線類地中化計画」に基づき地中化が推進されてきた。
- 近年、災害の激甚化・頻発化、あるいは高齢者の増加等により、その必要性が高まっている。
- 特に、暴風雨災害における道路啓開を主に、防災性能の向上が高く求められて、緊急輸送路での無電柱化計画や、新設道路と同時での無電柱化整備など多様な整備対応を行っている。



出典：「無電柱化の取組状況」（国土交通省、令和4年7月）

図8 無電柱化の目的

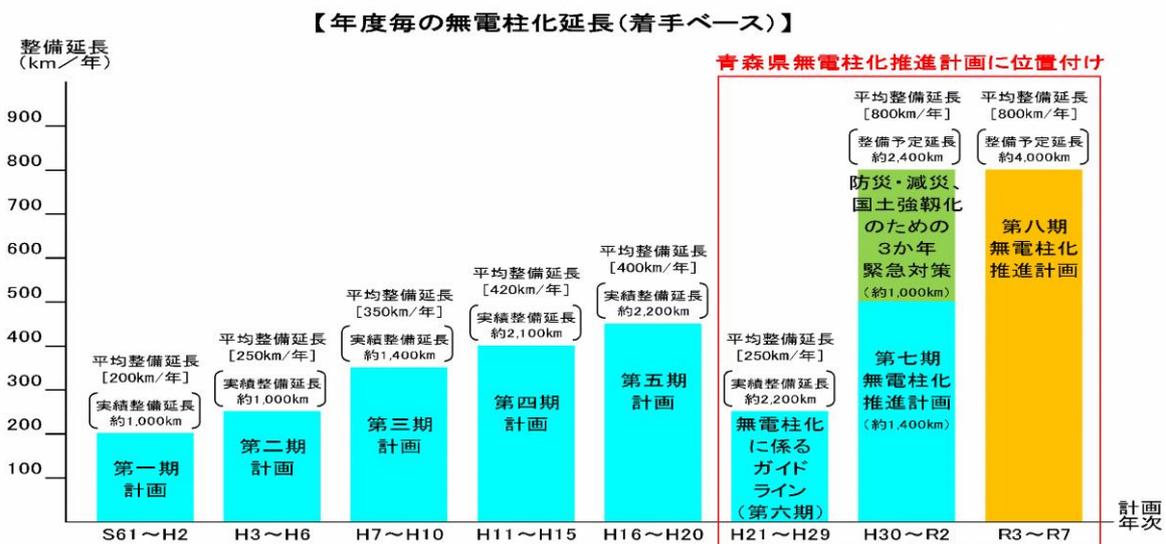
禁止の根拠	対象区域			
	新設電柱		景観	既設電柱
無電柱化の目的から占有制限が必要な区域を指定 <small>（無電柱化法第11条） （道路法第37条）</small>	防災 <small>運用通達（H28.4～）</small> ・緊急輸送道路	安全・円滑 ・路側帯からはみ出した歩行者と車両の接触の恐れが頻繁に生じている道路等 ・道路構造令の幅員未滿の幹線道路（幅員7m未滿かつ500台/日以） <small>運用指針（H31.4～）</small> ・バリアフリー基準（有効幅員2m [※] ）未滿の福祉施設周辺、通学路等 ※歩行者の交通量が多い道路は3.5m		—
	<small>省令改正（H31.4～）</small> 事業あり ・道路事業 ・市街地開発事業 ・開発許可を受けて行う事業等	—	事業なし —	事業あり ・緊急輸送道路に限定して実施を検討
事業の実施に併せて制限 <small>（無電柱化法第12条）</small>	—	—	—	

出典：「令和2年度第1回無電柱化推進のあり方検討委員会資料2-1」（国土交通省、令和2年6月）

図9 占有制度の的確な運用（電柱の占有制限措置の全体像）

○平成 27 年 12 月 25 日に「道路法 37 条改正に伴う道路の占用の禁止又は制限に係る取扱いについて」が通達され、平成 28 年 12 月 16 日付けで、「無電柱化の推進に関する法律」が施行されたため、今後、更なる無電柱化の推進が期待されている。

- これまでの無電柱化への取り組み
- ・第一期地中化計画 ... 昭和 61 年度～平成 2 年度（電線類地中化計画）
 - ・第二期地中化計画 ... 平成 3 年度～平成 6 年度（ // ）
 - ・第三期地中化計画 ... 平成 7 年度～平成 10 年度（ // ）
 - ・第四期地中化計画 ... 平成 11 年度～平成 15 年度（新電線類地中化計画）
 - ・第五期地中化計画 ... 平成 16 年度～平成 20 年度（無電柱化推進計画）
 - ・第六期地中化計画 ... 平成 21 年度～平成 29 年度（無電柱化に係るガイドライン）
 - ・第七期地中化計画 ... 平成 30 年度～平成 32 年度（無電柱化推進計画）
（無電柱化推進計画+市街地における電柱の危険度等に関する緊急対策）
 - ・第八期地中化計画 ... 令和 3 年度～令和 7 年度（無電柱化推進計画）



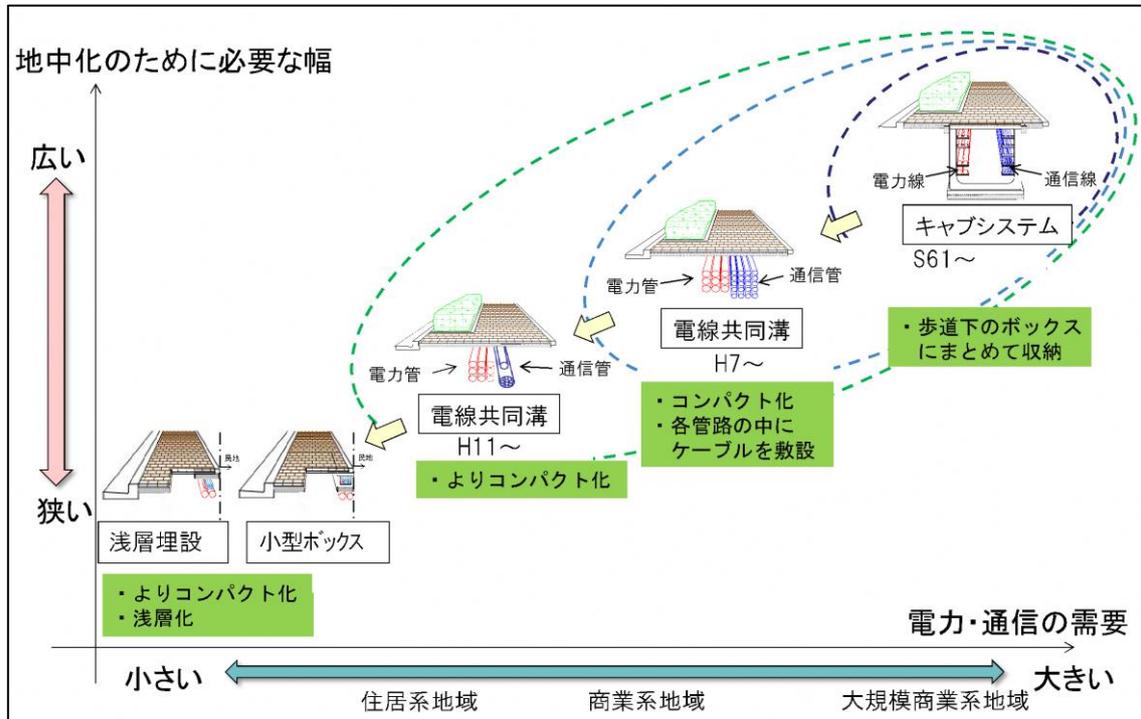
出典：「青森県無電柱化推進計画（第二回改訂）」（青森県、令和 6 年 3 月）

図 10 無電柱化の整備延長の推移

○第 8 期においては、無電柱化推進計画の内訳として、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に着手する約 2,400km を含め約 4,000 km の無電柱化計画（800 km/年）に着手する。

2. 無電柱化の対象範囲

○これまで無電柱化は、当初大都市圏における幹線道路を主体とした整備を行ってきた。近年では、徐々に住居系地域・歴史的景観地区等、非幹線道路も含め整備対象範囲を拡大して無電柱化を推進してきている。

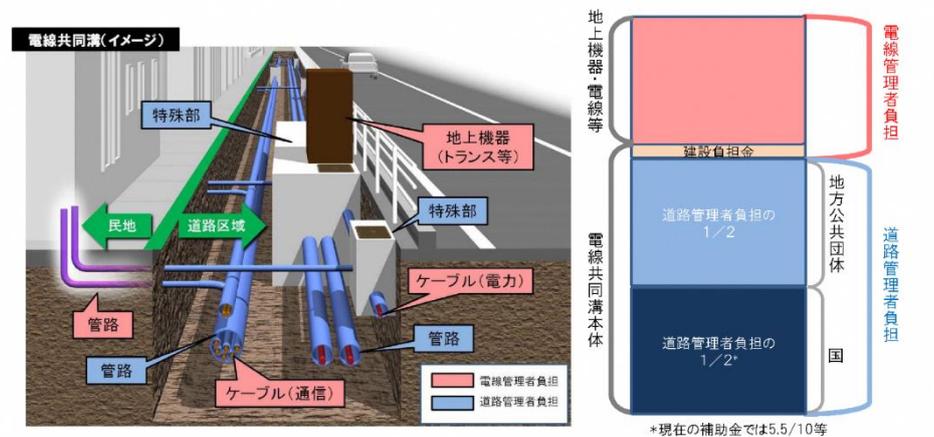


出典：「無電柱化のコスト縮減の手引き」（国土交通省、令和6年3月）

図 11 無電柱化の対象範囲

1-② 電線共同溝の構造形式と費用負担

- 電線共同溝本体(管路、特殊部)の整備は、道路管理者が実施。建設負担金を除き、国と地方公共団体が負担（地方公共団体が整備する場合は、国が補助金等で支援）
- 地上機器(トランス等)・電線等の整備や建設負担金は、電線管理者が負担

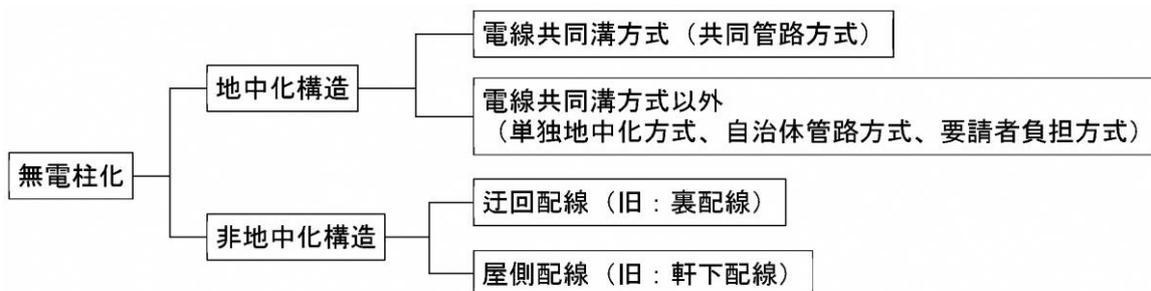


出典：「令和2年度第1回無電柱化推進のあり方検討委員会 資料2-1」（国土交通省、令和2年6月）

図 12 電線共同溝の構造形式と費用負担

3. 無電柱化の方法

○無電柱化は、電柱を撤去し、上空の電線（電力や通信）をなくすことである。その構造としては、道路の地下空間を活用して電力線や通信線などをまとめて地下に収容する「地中化構造」と、表通りから見えないように配線する迂回配線・屋側配線を活用した「非地中化構造」の2種類がある。



出典：「無電柱化のコスト縮減の手引き」（国土交通省、令和6年3月）

図13 無電柱化の方式

○「無電柱化推進計画（国）」では、電線共同溝等の地中化による無電柱化を基本としているが、歩道幅員などの物理的条件により地中化整備が困難な路線が多いのが実情である。そこで「無電柱化推進計画（国）」では整備促進を図るため、柱状トランス型の整備(ソフト地中化)を含めた検討を行うこととしている。また迂回配線・屋側配線を用いた無電柱化についても推進されている。



出典：「第9回 無電柱化推進のあり方検討委員会 資料 1-1」（国土交通省、平成31年3月）

図14 柱状機器型（ソフト地中化）

(1) 地中化構造

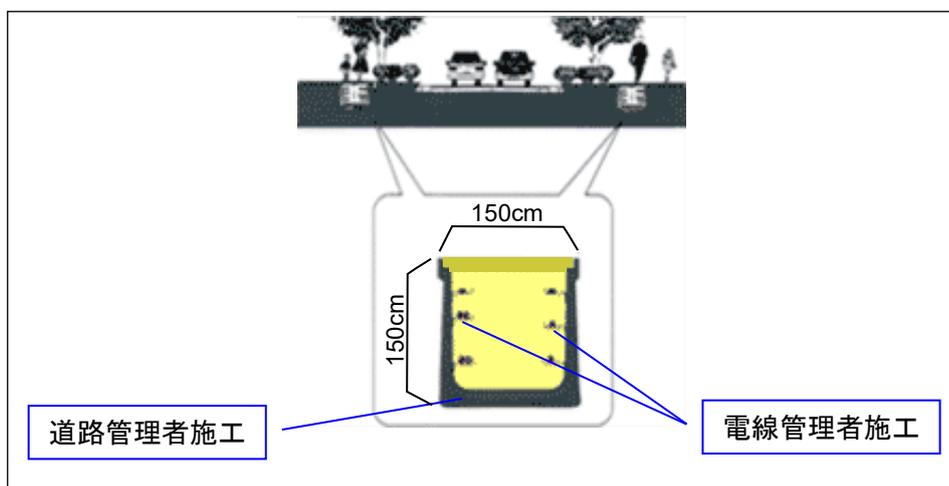
○無電柱化のうち「地中化構造」は、道路の地下空間に電気や通信等の複数事業者のケーブルを共同で収容する設備（管路および柵）を整備し、地上の電線類を撤去する方法である。

○地中化構造のうち、これまで実施された方式について以下に整理する。

1) キャブシステム方式（CAB）

○この方式は、第一期・第二期地中化計画において地中化の主な手法として推進された方式である。この方式は、歩道の地下に蓋掛け式の U 型構造物を設置し、各種ケーブルを集約的に収容するものである。法的には電線共同収容溝と呼ばれ、二以上の道路占有者の電線のみを収容するために、道路管理者が道路の地下に設ける施設で、その構造物は、道路本体の施設に位置付けられている。

○U 型構造物は道路管理者が施工し、その中に各企業が配管及びケーブルを敷設するものであり、各企業者からは建設負担金を徴収することとなっている。

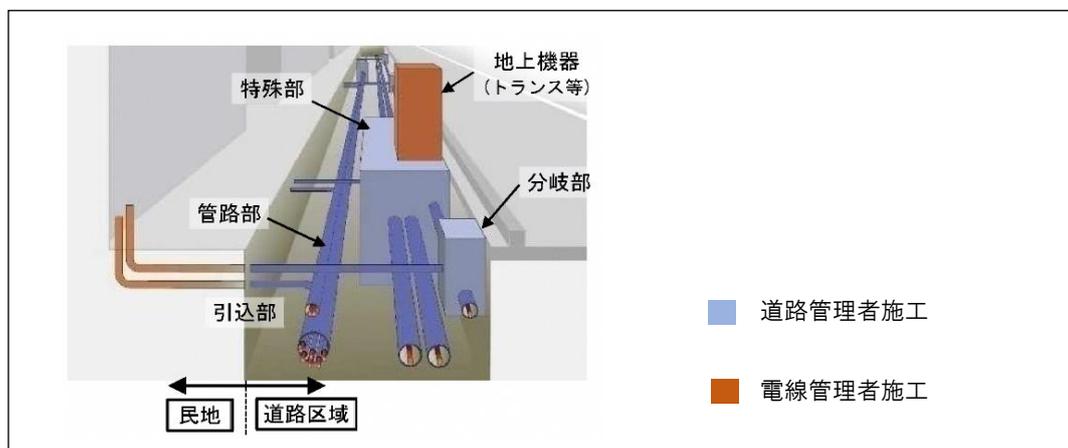


出典：国土交通省 HP

図 15 キャブ方式

2) 自治体管路方式

- この方式は、地方自治体が管路設備を整備する方式である。構造的には、ケーブルを収容する管路とケーブルを分岐・接続する柵で構成されている。道路法上は道路占用物と位置付けられる。
- また、費用負担の考え方としては、管路設備の材料費及び敷設費を地方自治体が負担し、残りの部分を電線管理者が負担するものである。

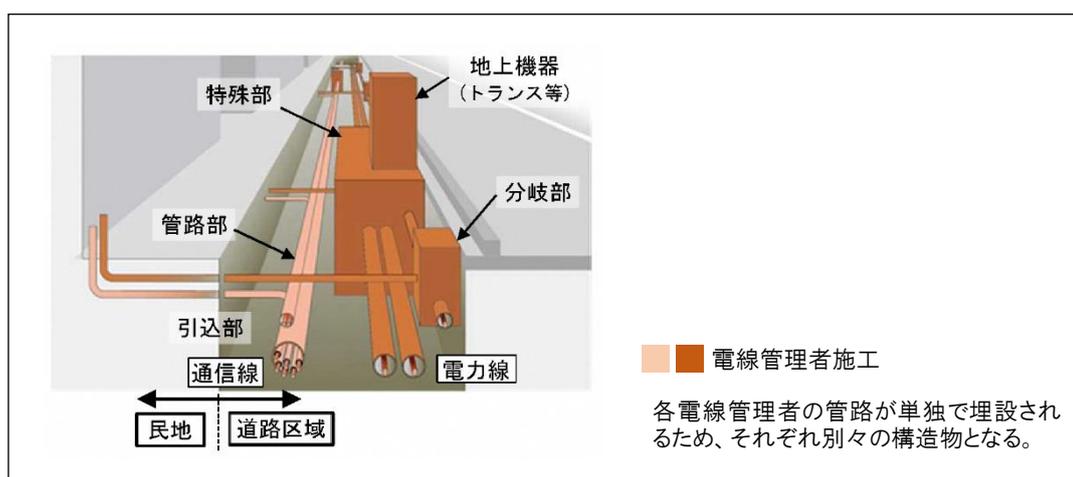


出典：「無電柱化事業における合意形成の進め方ガイド（案）」（国土技術施策総合研究所、令和5年7月）

図 16 自治体管路方式のイメージ

3) 単独地中化方式

- この方式は、電線管理者が各々単独で管路設備を整備する方式である。構造的には管路と柵で構成される。道路法上は道路占用物と位置付けられる。
- また、費用負担の考え方としては、全額電線管理者が負担するものである。



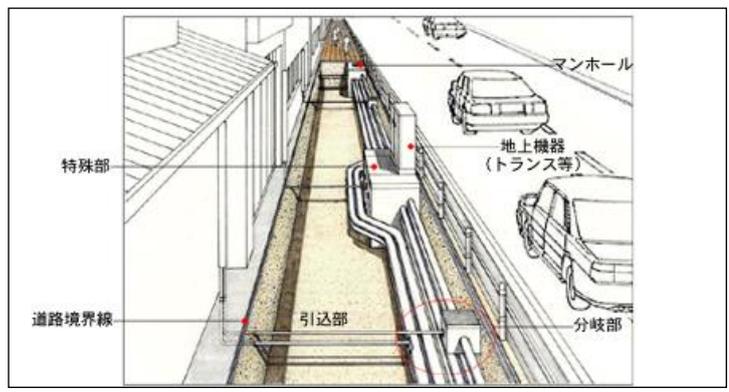
出典：「無電柱化事業における合意形成の進め方ガイド（案）」（国土技術施策総合研究所、令和5年7月）

図 17 単独地中化方式のイメージ

4) 電線共同溝方式 (C・C・B)

- この方式は、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき、道路管理者が整備する方式である。構造的には管路部と特殊部で構成される。また、道路法上は道路付属物と位置付けられる。
- 従来キャブシステムが主として用いられてきたが、工事費を低減し、より地中化を推進していくよう方向性が示され、第三期地中化計画からキャブシステムに代わる主な方式として電線共同溝方式が採用されている。
- 従来のキャブシステムと比較した電線共同溝の特徴としては、以下のものがあげられる。

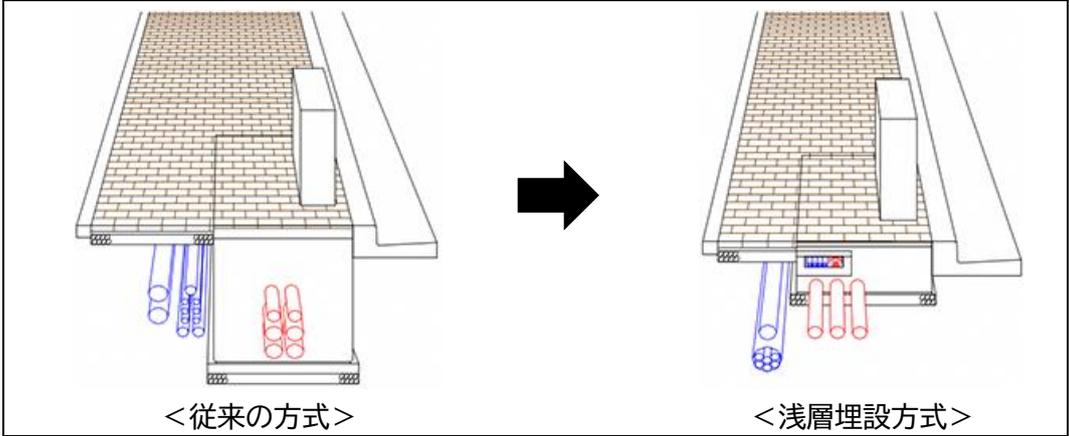
- ・ 構造がコンパクトでフレキシブル・建設コストが約 1/3
- ・ 電力・通信事業者の負担が減少 ・ 新たな通信事業者等の事後入溝が可能



出典：国土交通省 HP

図 18 電線共同溝のイメージ

- 現在では、多様な通信管路の構造形式（共用 FA 方式、1 管セパレート方式など）が開発され、浅層埋設型の電線共同溝が主流となっている。



出典：国土交通省 HP

図 19 埋設方式の変遷

5) その他の方式

【供給管共同溝による地中化】

○この方式は、「共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき、道路管理者が建設する構造物であり、法律に定められた二以上の公益事業者の公益物件を収容するためのものである。また収容予定物件としては、法的に決められた上水、下水、電話、電力、ガス等がある。

【要請者負担による地中化】

○この方式は、需要密度は低いが地中化を推進すべき道路で、地中化の実施に係わる技術的問題が回避できる地域においては、全額要請者負担により整備を行うことができる。

※要請者負担の範囲・項目は、個別路線により異なるのが実態である。

(2) 非地中化構造

- 無電柱化のうち「非地中化構造」は、無電柱化したい主要な通りの裏通り等に電線類を配置して裏通りから引き込みを行う「迂回配線」と、無電柱化したい通りの脇道に電柱を配置してそこから引き込む電線を沿道家屋の軒下または軒先に配置する「屋側配線」の2種類がある。

【非地中化構造の特徴】

<特徴>

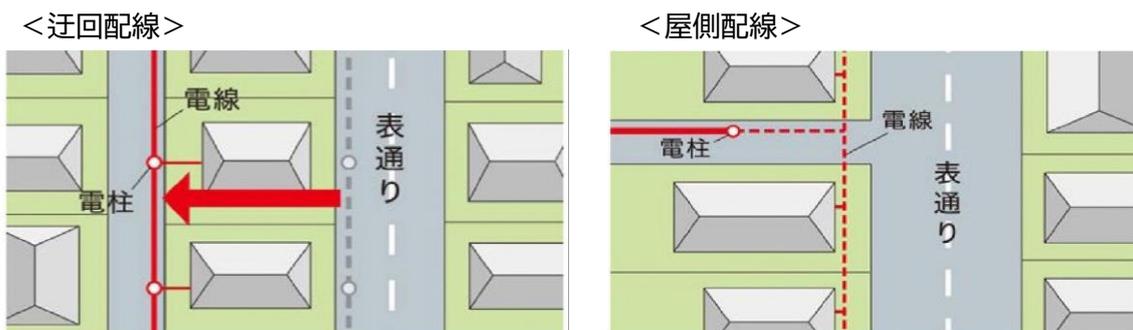
- ・狭小な道路幅員、既存埋設物の錯綜や地上機器設置箇所が不在等電線共同溝の実施が困難な場所において有効である。
- ・迂回配線の場合、地上機器の設置が不要である。
- ・交通規制等が必要最小限で済むため、工事期間の短縮に有効である。

<留意事項（迂回配線）>

- ・迂回ルート確保が不可欠であり、迂回ルートに新たな電柱等の設置が生じる場合がある。
- ・需要家の受電・受信設備の位置変更が生じる場合があり、そのための費用が発生する。
- ・需要家への配線を後背地から通過させる必要があるため、配線が通過する後背地の地権者等との合意形成が不可欠である。

<留意事項（屋側配線）>

- ・幹線系統の迂回または地中化が必要となることに留意が必要。
- ・沿道家屋の軒、庇等が連続する区間に適する。不連続な区間でも適用は可能であるが、不連続な箇所は屋側（壁面）配線となり、美装化等への配慮が必要。
- ・屋側配線の実施後に家屋の更新が生じた場合、当該家屋だけではなく、連続する家屋の配管・配線に影響を及ぼす。
- ・軒下等への配線・配管が、各戸にまたがり連続するため、該当する家屋の地権者・建物所有者等との合意形成が不可欠である。



資料：「無電柱化のコスト縮減の手引き」（国土交通省、令和6年3月）

図 20 非地中化構造のイメージ

(3) 無電柱化推進のための新たな取組

1) 電柱の新設禁止及び固定資産税の特例措置

○緊急輸送道路を対象に電柱の新設を禁止する措置の全国展開を図るとともに、固定資産税の特例措置の創設や防災・安全交付金による重点的な支援を実施している。

【緊急輸送道路を対象に電柱の新設を禁止する措置】

○緊急輸送道路において電柱の新設を禁止（平成 28 年 4 月 1 日から直轄国道（約 2 万 km）において開始（令和 5 年 1 月 17 日追加）している。

○青森県では平成 30 年 4 月 13 日（令和 5 年 4 月 1 日追加）、八戸市では平成 30 年 6 月 8 日（令和 5 年 6 月 16 日追加）から緊急輸送道路において電柱の新設を禁止している。

・ 区域指定する道路

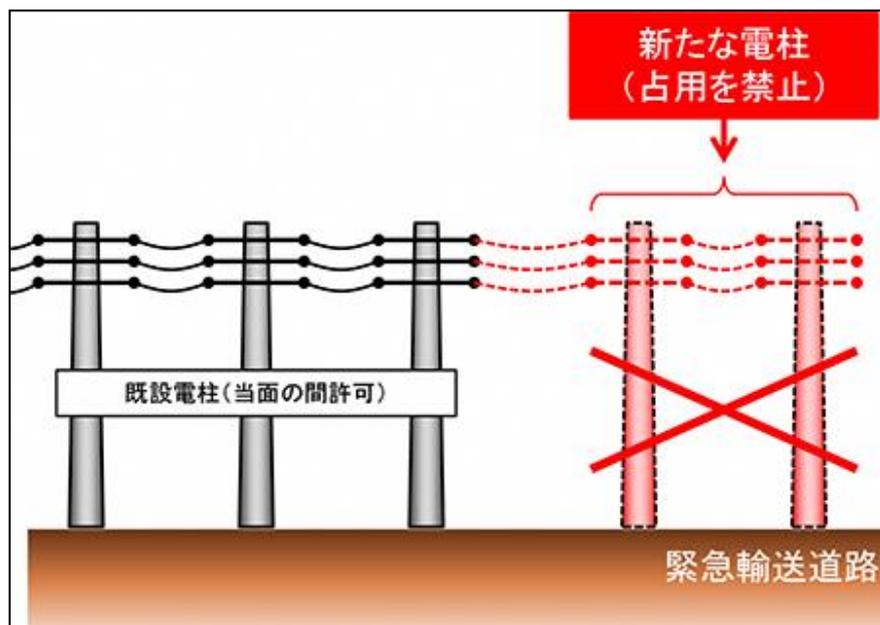
緊急輸送道路について区域指定を告示した上、新設電柱の占用を禁止。

・ 既存電柱の取扱い

占用禁止日前に占用許可された既存電柱については、当面の間占用を許可。

・ 仮設電柱の例外

地中化や民地への設置等が直ちに実施できず、やむなく道路区域内に電柱の設置をせざるを得ない場合は、仮設電柱の設置を許可。（原則 2 年間）



出典：国土交通省 HP

図 21 緊急輸送道路における新設電柱の占用禁止措置

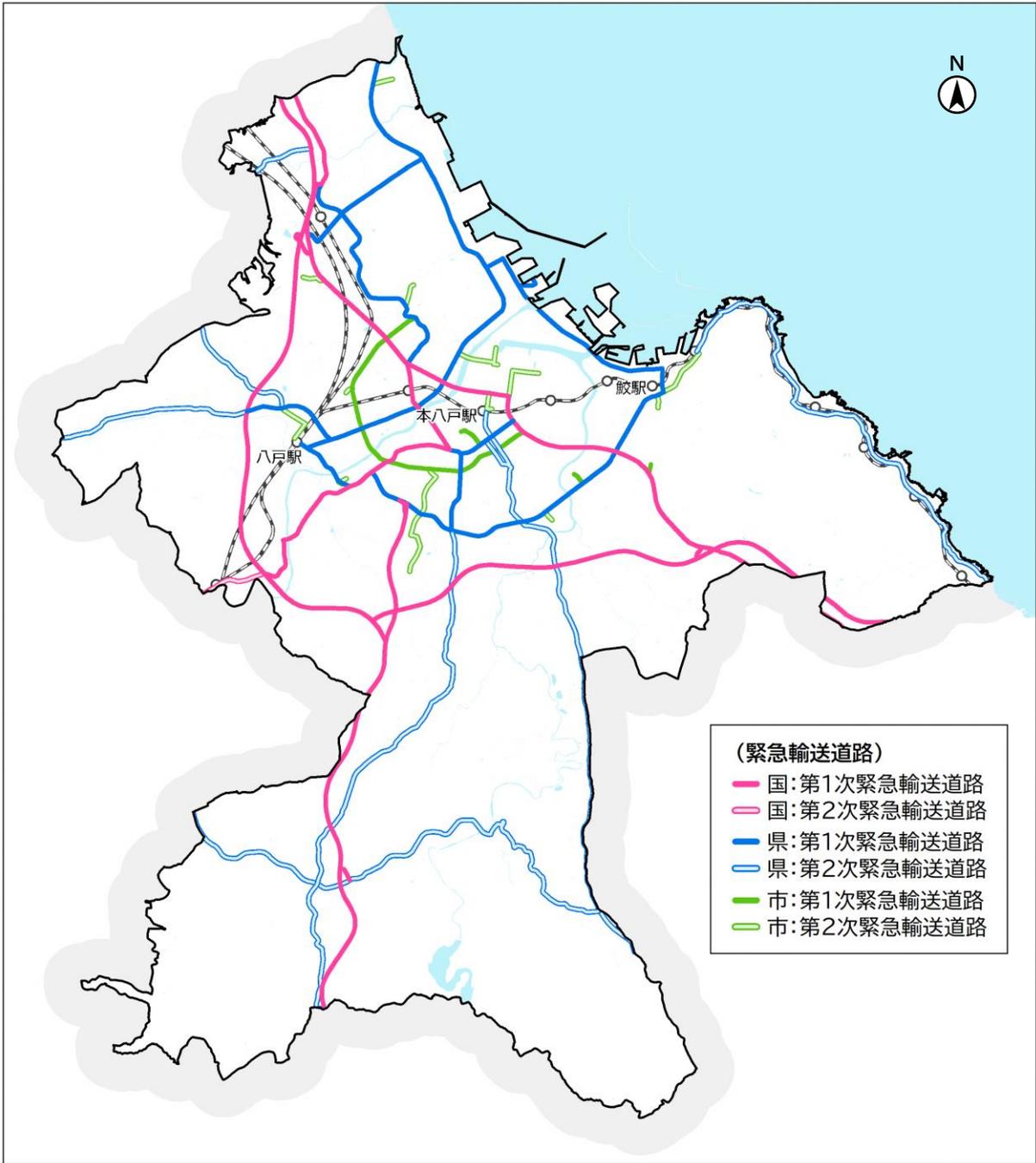


図 22 八戸市内の電柱の占用を制限する路線図 (令和 5 年 6 月 16 日時点)

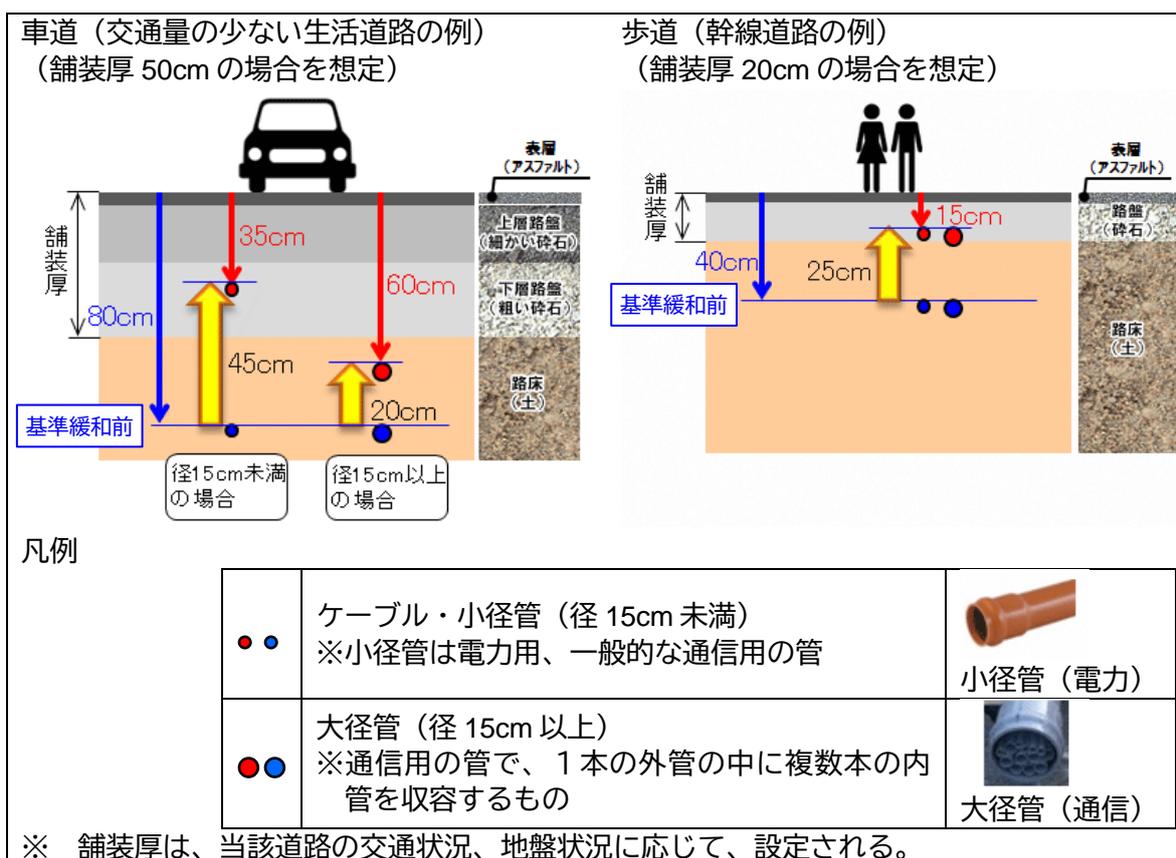
2) 埋設基準の改定

○平成 28 年 4 月 1 日より、電線類を従前の基準より浅く埋設するため「電線等の埋設に関する設置基準」を緩和した。

○交通量の少ない生活道路で道路^{※1}の舗装厚さが 50cm の場合、電線の頂部と路面との距離は、これまでの 80cm から最大 35cm^{※2}まで浅くすることが可能となった。

※1 舗装設計交通量 250 台/日・方向未満の道路

※2 ケーブル及び径 150mm 未満の管路を設置する場合



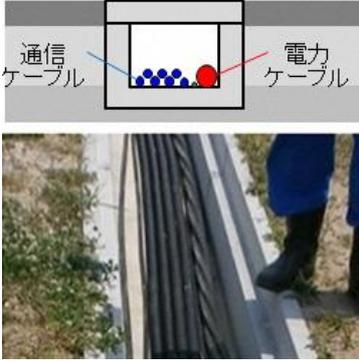
出典：国土交通省 HP、一部加筆

図 23 埋設基準

3) 低コスト手法の取組状況

- 平成 28 年の電線類の埋設基準の緩和により、電線共同溝で管路の浅層化や小型ボックス構造の採用が可能となった。
- また平成 30 年度より、低コスト手法に関して防災・安全交付金による重点配分が実施されている。

表 1 低コスト手法

管路直接埋設構造	小型ボックス構造	ケーブル直接埋設構造
<p>現行より浅い位置に埋設 (実用化済)</p>  <p>管路の事例 (国内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浅層埋設基準を緩和 (平成 28 年 4 月施行) ・全国展開を図るための「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き (案)」を作成 (平成 29 年 3 月発出) 	<p>小型化したボックス内に ケーブルを埋設 (実用化済)</p>  <p>小型ボックスの事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデル施工 (平成 28 年度～) ・電力ケーブルと通信ケーブルの離隔距離基準を改定 (平成 28 年 9 月施行) ・全国展開を図るための「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き (案)」を作成 (平成 29 年 3 月発出) 	<p>ケーブルを地中に直接埋設 (国交省等において実証実験を実施)</p>  <p>直接埋設の事例 (京都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接埋設方式導入に向けた課題のとりまとめ (平成 27 年 12 月) ・直接埋設用ケーブル調査、舗装への影響調査 (平成 28 年度) ・実証実験を実施 (平成 29 年度)
<p>【事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県山田町 (国道 45 号) ・愛知県岡崎市 (国道 1 号) ・香川県高松市 (国道 11 号) ・京都府京都市 (市道) 	<p>【事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県山田町 (国道 45 号) ・愛知県岡崎市 (国道 1 号) ・京都府京都市 (市道) ・愛知県東海市 (市道ほか) 	<p>【事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都府京都市 (市道)

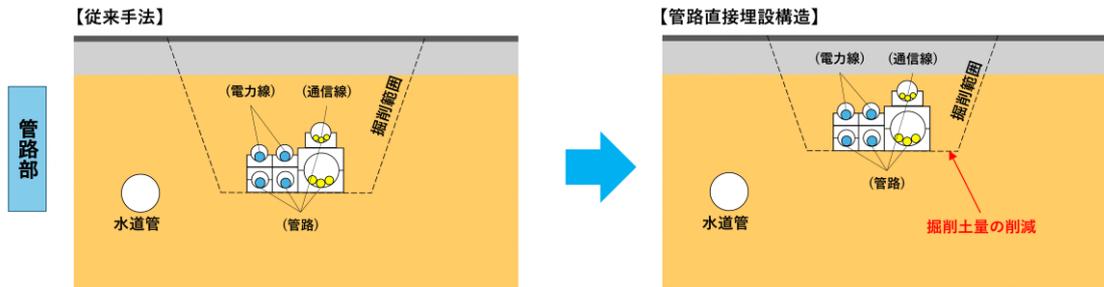
出典：国土交通省 HP、【事例】「無電柱化好事例集」(国土交通省、令和 5 年 5 月)

① 管路直接埋設構造

○管路直接埋設構造は、管路を直接地中に埋設し、電線の收容空間として利用する構造である。平成 28 年の埋設基準の緩和により、従来よりも浅い位置への埋設が可能となっている。

【管路直接埋設構造の特徴】

- ・掘削土量の削減
- ・特殊部のコンパクト化
- ・支障移設の減少



出典：「無電柱化のコスト削減の手引き」（国土交通省、令和 6 年 3 月）

図 24 管路直接埋設構造のイメージ

② 小型ボックス構造

○小型ボックス構造は、電力線と通信線の離隔距離に関する基準が緩和されたことを受け、管路の代わりに小型ボックス構造を活用し、同一のボックス内に低圧電力線と通信線を同時收容することで、電線共同溝本体の構造をコンパクト化する方式である。

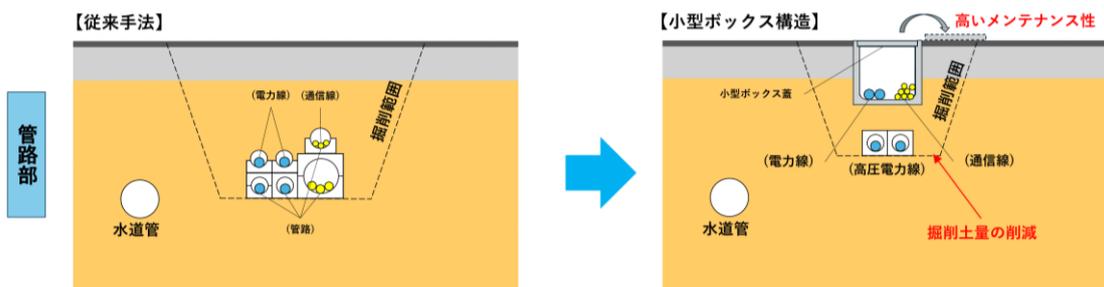
【小型ボックス構造の特徴】

<特徴>

- ・低圧電力線と通信線を同時收容
- ・掘削土量や仮設材の削減
- ・特殊部のコンパクト化
- ・支障移設の減少
- ・路面露出で整備することによるメンテナンス性に優れる（セキュリティの担保や土砂等の流入防止が必要）

<適用地の条件>

- ・需要密度が比較的 low、需要変動が少ない地域。（住宅地の生活道路等）
- ・車道に設置する場合は、舗装設計交通量が 250 台/日・方向未満の道路で、引込管の埋設深さが比較的浅くなる路線への適用を基本とする。
- ・歩道が無い車道部に埋設する場合は、排水溝等の他の埋設物の状況や輪荷重の影響が少ない場所への設置等を考慮する必要がある。



出典：「無電柱化のコスト削減の手引き」（国土交通省、令和 6 年 3 月）

図 25 小型ボックス構造のイメージ

③ ケーブル直接埋設構造

○ケーブル直接埋設構造は、道路敷地内へ直接、電力線や通信線等を埋設する方式である。

【ケーブル直接埋設構造の特徴】

<特徴>

- ・管路が不要となることによる、掘削土量・仮設材、資材の削減

<課題>

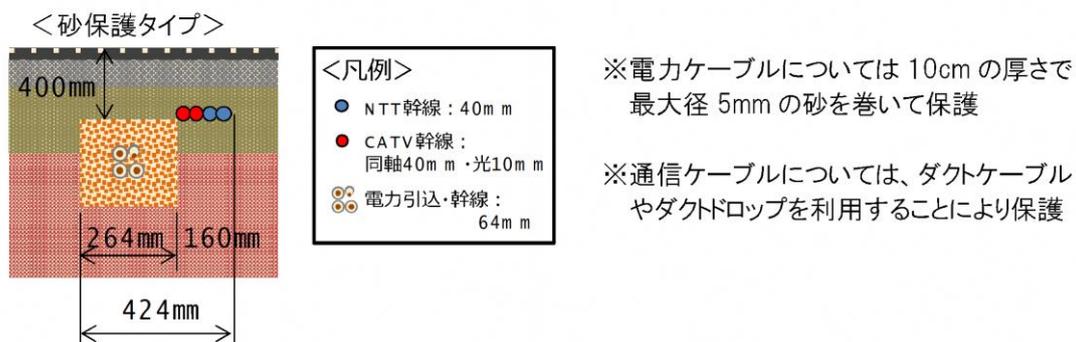
- ・ケーブルの保護と他企業掘削等による保安の確保、舗装の健全性の確保
- ・機器接続部等のケーブル以外の諸機材について長期信頼性、保全業務更新についての検討。
- ・常設作業帯の確保と地域住民の理解。

<適用箇所>

- ・電力・通信・放送の需要密度が低い地域。
- ・電力・通信・放送の需要変動が原則見込まれない地域。
- ・他企業による埋設物の存在や掘削工事の頻度が低い地域。
- ・他企業による掘削工事が生じる頻度が低い道路構造（保護路肩等）。

<適用除外箇所>

- ・一般電気工作物が設置された需要箇所（住宅、商店等）
- ・私道（公道以外の道路）

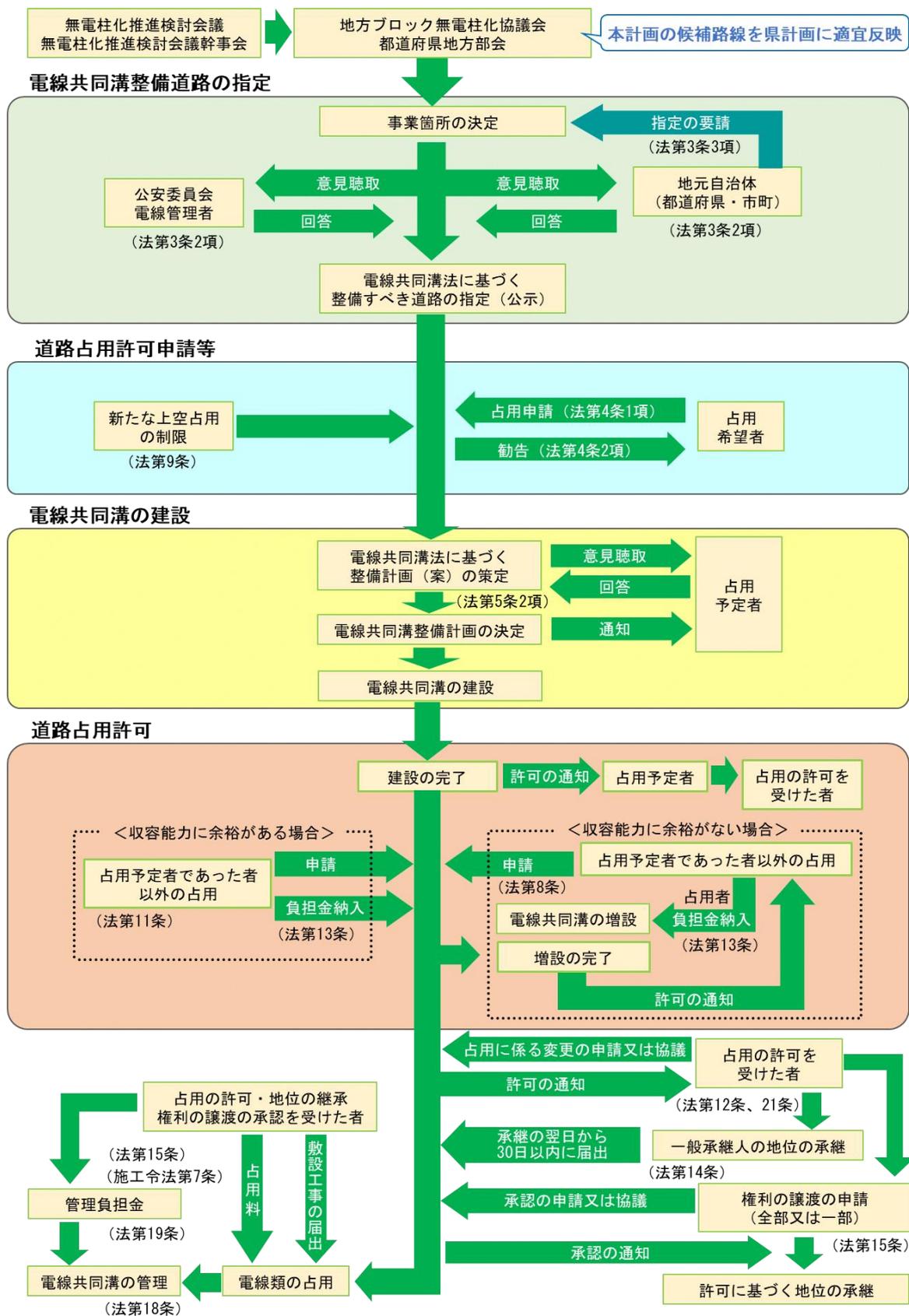


出典：「無電柱化のコスト縮減の手引き」（国土交通省、令和6年3月）

図 26 ケーブル直接埋設構造の断面イメージ（東京都板橋区実証実験の例）

4. 事業の流れ及び手続フロー

○事業の流れ及び手続フローは以下のとおり。



出典：国土交通省 HP、一部加筆

図 27 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく手続きフロー

第3章 八戸市内における無電柱化の現状

○八戸市内では、第1期電線地中化計画で平成2年に国道340号（十三日町区間）が無電柱化されて以降、国管理道路で約5.6km、県管理道路で約2.5km、市管理道路で約3.3kmの整備が完了し、令和5年度末時点の整備総延長は約11.5kmとなっている。

表2 八戸市内の電線共同溝整備状況

令和6年3月31日時点

管理区分	整備計画延長 (第8期計画時点)	整備延長
国管理道路 (直轄国道)	14,330 m	5,640 m
県管理道路 (補助国道・主要地方道・一般県道)	13,546 m	2,518 m
市管理道路 (市道)	4,430 m	3,300 m
計	32,306 m	11,458 m

資料：青森県提供資料

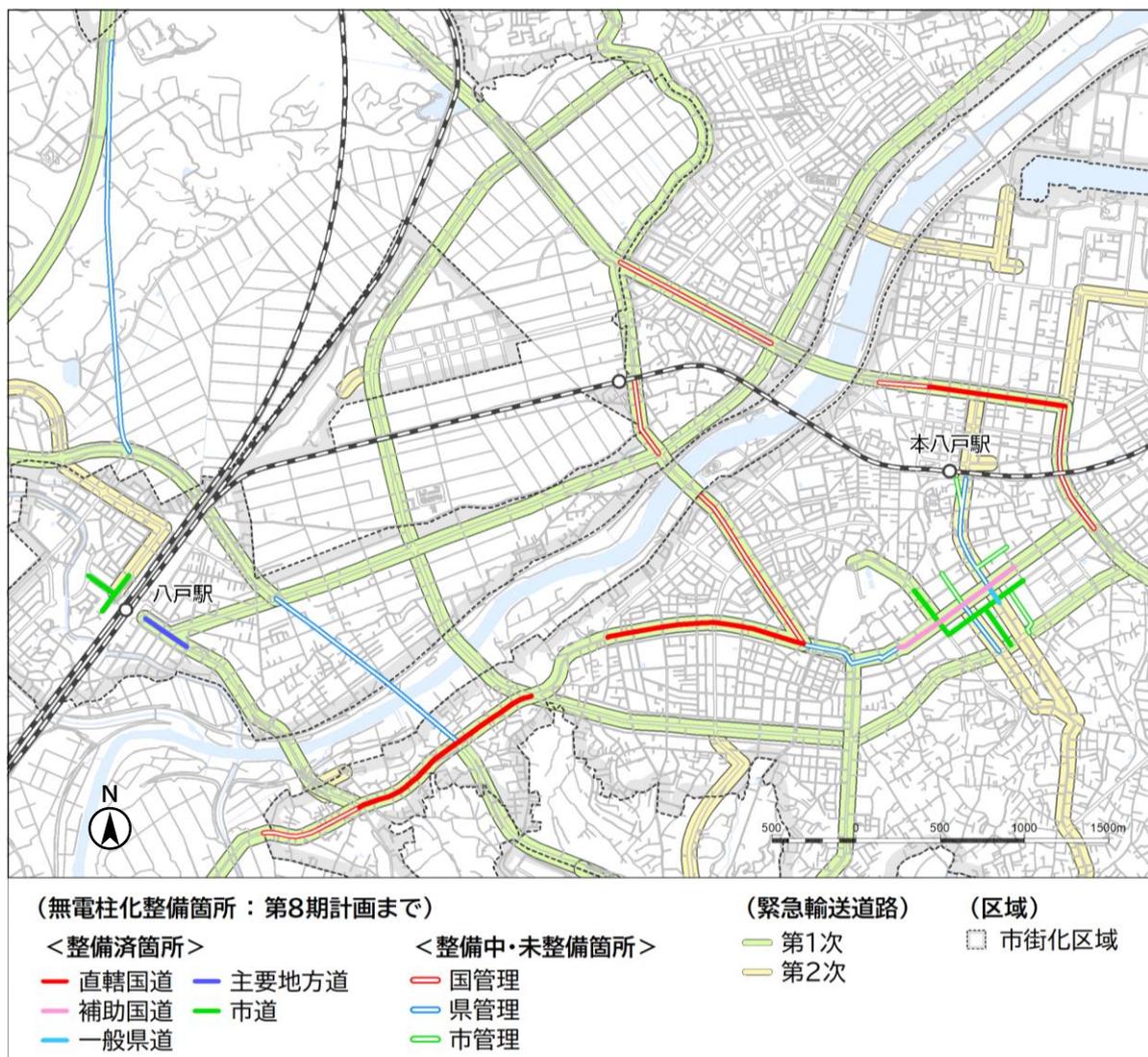


図28 無電柱化整備箇所（令和6年3月31日時点）

表3 八戸市内の無電柱化事業箇所（令和6年3月31日時点）

道路種別	路線名	区間	道路延長(km)	整備計画延長(km)	計画時期・期間・整備状況			整備方式
					計画時期	事業期間	R5年度未時点	
補助国道	国道340号	十三日町	0.200	0.400	第一期	H1 ~ H2	完了	CAB
補助国道	国道340号	三日町	0.190	0.380	第二期	H4 ~ H5	完了	CAB
補助国道	国道340号	八日町	0.201	0.402	第三期	H9 ~ H10	完了	C・C・B
直轄国道	国道104号	根城四丁目～根城八丁目	1.200	2.400	第四期	H14 ~ H16	完了	C・C・B
主要地方道	八戸三沢線	一番町一丁目～一番町二丁目	0.300	0.600	第四期	H13 ~ H13	完了	C・C・B
直轄国道	国道104号	根城西ノ沢～田面木法霊林	0.500	1.000	第五期	H16 ~ H18	完了	C・C・B
補助国道	国道340号	廿三日町	0.250	0.500	第五期	H16 ~ H20	完了	C・C・B
市道	上組町湊線	十六日町～朔日町	0.183	0.366	第五期	H17 ~ H19	完了	C・C・B
市道	鷹匠小路線	六日町～鷹匠小路	0.210	0.210	第五期	H19 ~ H20	完了	C・C・B
一般県道	妙売市線	朔日町～三日町	0.098	0.196	第六期	H24 ~ H25	完了	C・C・B
一般県道	妙売市線	長横町～朔日町	0.020	0.040	第六期	H24 ~ H25	完了	C・C・B
市道	上組町湊線	十六日町～朔日町	0.337	0.674	第六期	H21 ~ H25	完了	C・C・B
市道	鷹匠小路線	六日町～鷹匠小路	0.040	0.040	第六期	H21 ~ H21	完了	C・C・B
直轄国道	国道104号	田面木赤坂～田面木上田面木	0.710	1.420	第六期	H27 ~ H28	完了	C・C・B
市道	鳥屋部町線	廿六日町～廿三日町	0.100	0.200	第六期	H28 ~ H29	完了	C・C・B
市道	停車場上線	堤町～十三日町	0.060	0.120	第六期	H29 ~ H29	完了	C・C・B
市道	松森高田線	尻内町内矢沢	0.260	0.520	第六期	H28 ~ H29	完了	C・C・B
市道	八戸駅西中央通り線	尻内町内矢沢	0.180	0.360	第六期	H28 ~ H29	完了	C・C・B
直轄国道	国道104号	売市一丁目～売市四丁目	1.080	2.160	第七期	R2 ~ R7		C・C・B
主要地方道	3・5・1沼館三日町線	内丸一丁目～三日町	0.700	1.400	第七期	R1 ~ R8		C・C・B
市道	番町線	番町～窪町	0.215	0.430	第七期	H30 ~ R4	完了	C・C・B
直轄国道	国道45号	城下三丁目～城下四丁目	0.820	0.820	3か年緊急対策	R4 ~ R5	完了	C・C・B
補助国道	国道340号	新荒町～荒町	0.300	0.600	3か年緊急対策	R2 ~ R7		C・C・B
主要地方道	八戸大野線	三日町～大工町	0.354	0.708	3か年緊急対策	R1 ~ R6		C・C・B
主要地方道	八戸環状線（天久岱Ⅱ期）	尻内町前谷地～尻内町下毛合清水	2.500	5.000	3か年緊急対策			C・C・B
主要地方道	3・3・8白銀市川環状線	田面木～尻内町	1.340	2.680	3か年緊急対策	R1 ~ R8		C・C・B
市道	停車場上線ほか1路線	廿三日町～堤町	0.190	0.380	3か年緊急対策	H30 ~ R1	完了	C・C・B
直轄国道	国道45号	柏崎一丁目	0.230	0.400	第八期			C・C・B
直轄国道	国道45号	柏崎一丁目～城下四丁目	0.510	1.020	第八期			C・C・B
直轄国道	国道45号	城下三丁目	0.310	0.310	第八期			C・C・B
直轄国道	国道45号	石堂二丁目～長苗代二丁目	1.000	2.000	第八期			C・C・B
直轄国道	国道104号	長苗代二丁目～長苗代内舟渡	0.700	1.400	第八期			C・C・B
直轄国道	国道104号	田面木上田面木～田面木中村	0.700	1.400	第八期			C・C・B
市道	本八戸駅通線	内丸一丁目	0.160	0.320	第八期	R4 ~ R9		C・C・B
一般県道	妙売市線	根城一丁目～根城四丁目	0.320	0.640	第八期	R6 ~ R10		C・C・B
市道	中央停車場線	十三日町～馬場町	0.230	0.230	第八期	R4 ~ R11		C・C・B
市道	岩泉町線	長横町～朔日町	0.290	0.580	第八期	R6 ~ R13		C・C・B
		国管理道路計	7.760	14.330	国管理道路	整備延長計	5.640	
		県管理道路計	6.773	13.546	県管理道路	整備延長計	2.518	
		市管理道路計	2.455	4.430	市管理道路	整備延長計	3.300	
		総計	16.988	32.306		整備延長 総計	11.458	

写真：鷹匠小路線



写真：3・5・1沼館三日町線



第4章 今後の無電柱化の取組姿勢

- これまで八戸市における無電柱化は、中心市街地周辺における質の高い生活環境の向上を目的とした「くらしのみちゾーン基本計画」に基づき、中心市街地を中心に進めてきている。
- 今後は、防災、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化の必要な道路において強力的に推進していく必要がある。
- 「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。(無電柱化法第2条)」の理念の下、市民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により八戸市の魅力あふれる美しいまちなみを取り戻し、安全・安心な暮らしを確保し、八戸市の将来都市像である「ひと・産業・文化が輝く北の創造都市」の実現に寄与するよう推進するものとする。

第5章 無電柱化の対象道路

○無電柱化の対象道路は、県の無電柱化推進計画に準じて「防災」、「安全・円滑な交通確保」、「景観形成・観光振興」の3項目を基本とし、八戸市において整備箇所として想定される箇所を以下に示す。

1. 防災

【青森県無電柱化推進計画】

緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等災害の被害の拡大の防止を図るために必要な道路の無電柱化を推進する。特に市街地内のこれらの道路においては、人口密度とともに電柱・電線の密度が高く、より被害が甚大となりやすいため無電柱化を推進する。

【八戸市において想定される箇所】

- ・ 緊急輸送道路及び避難路

<優先的な整備が想定される避難路（優先度が高い順）>

- ・ 大津波警報等発表時における避難路
- ・ 大津波警報等発表時における指定避難所までの主経路

- ・ その他避難・災害応急対応等で特に影響が大きな道路

2. 安全・円滑な交通確保

【青森県無電柱化推進計画】

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路や移動円滑化基本構想に位置づけられた生活関連経路その他駅周辺等の高齢者、障害者等の歩行者の多いバリアフリー化が必要な道路、人通りの多い商店街等、学校周辺の通学路、歩行者が路側帯内にある電柱を避けて車道にはみ出すような道路、車道の建築限界内に電柱が設置されている道路等の安全かつ円滑な交通確保のために必要な道路の無電柱化を図る。

【八戸市において想定される箇所】

- ・ 主要な鉄道駅の周辺等の高齢者、障がい者等の歩行者の多いバリアフリー化が必要な道路
- ・ 中心市街地（人通りの多い商店街）
- ・ その他道路等の安全かつ円滑な交通確保のために必要な道路（学校周辺の通学路等）

3. 景観形成・観光振興

【青森県無電柱化推進計画】

世界遺産・日本遺産等の周辺や重要伝統建造物群保存地区、景観法、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、景観条例等に位置づけられた地域、ジオパークその他著名な観光地、さらに、青森県有数の観光イベントである「ねぶた」や「ねぶた」、ユネスコ無形文化遺産である三社大祭等のお祭りにおける良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路の無電柱化を推進する。

【八戸市において想定される箇所】

- 是川石器時代遺跡の周辺（世界文化遺産）
- 三社大祭に関連する道路（無形文化遺産）
- 「八戸市景観計画」に基づく景観重点（候補）地区
- その他主要な観光地等の周辺（三陸ジオパーク等）

4. その他必要と考えられる道路

- 「防災」、「安全・円滑な交通確保」、「景観形成・観光振興」の3項目以外に無電柱化が必要と考えられる道路については、市内の無電柱化の整備状況などを踏まえつつ、整備を検討するものとする。

【八戸市において想定される箇所】

- カラスのふん害の要因となっている箇所

第6章 事業箇所の候補

1. 事業箇所の候補の整理

- 無電柱化の対象道路の考え方にに基づき、八戸市内で無電柱化が必要と思われる路線を次項に整理した。
- 候補箇所は事業化が決定したものではなく、事業化の段階で関係機関と協議・調整を行う。
- 緊急輸送道路や避難経路等については、対象路線が多数該当し長期の整備期間が想定されることから、重要度、緊急度が高い路線や避難経路無電柱化の対象道路の考え方が複数該当する路線などから優先的に整備を進める。

表4 事業の候補箇所一覧

No	道路管理者	路線名	始点	終点	道路延長(m)	該当項目				備考
						防災	安全・円滑な交通確保	景観形成・観光振興	その他	
1	市	市道停車場上線	大字堤町11-2	大字売市字奥遊下3-111	60	◎				緊急輸送道路、防災拠点へのアクセス
2	市	市道長根線	大字売市字奥遊下3-111	大字売市字奥遊下3-94	290	◎				緊急輸送道路、防災拠点へのアクセス
3	市	市道沢里長根線	大字売市字奥遊下3-94	売市一丁目2-18	660	◎				緊急輸送道路、防災拠点へのアクセス
4	市	市道柳町根城線	大字岩泉町5-6	大字鳥屋部町5-1	440	◎			○	緊急輸送道路、カラスのふん書
5	市	市道柳町根城線	大字糠塚字古常泉下18-4	大字糠塚字平中29-6	880	◎		◎		緊急輸送道路、八戸三社大祭合同運行経路
6	市	市道上組町湊線	大字上組町29-7	大字上徒士町3-1	200		◎			地域住民の要望
7	市	市道上組町湊線	大字上徒士町3-1	大字廿六日町26-1	170		◎	◎		地域住民の要望、八戸三社大祭合同運行経路
8	市	市道八戸駅前通線	大字尻内町字館田9-16	一番町一丁目4-2	280		◎			バリアフリー特定道路
9	市	市道一番町矢沢線	一番町一丁目1-27	一番町一丁目9-3	210		◎			バリアフリー特定道路
10	市	市道上組町湊線	大字廿六日町26-1	大字廿六日町3-1	250			◎		八戸三社大祭合同運行経路
11	市	市道上組町湊線	大字十一日町56	柏崎一丁目170-7	510	◎		◎		八戸三社大祭合同運行経路、高規格IC～防災拠点
12	市	市道上徒士町線	大字荒町34-1	大字上徒士町3-1	90			◎		八戸三社大祭合同運行経路
13	市	市道鳥屋部町線	大字廿六日町60-3	大字鳥屋部町5-1	200	◎		○	○	高規格IC～地域防災拠点、八戸三社大祭合同運行経路、カラスのふん書
14	市	市道長者山通線	大字糠塚字古常泉下16-4	大字糠塚字古常泉下10-4	120	◎		○		高規格IC～地域防災拠点、八戸三社大祭合同運行経路
15	市	農道堀込1号線	大字鮫町字堀込32	大字鮫町字館越43-4	210			◎		三陸復興国立公園
16	市	市道中居線	大字是川字中居11	大字是川字長田沢9-1	310			◎		是川石器時代遺跡、景観重点地区
17	市	市道八幡坂線	大字是川字田向6-3	大字是川字長田沢3-1	220			◎		是川石器時代遺跡、景観重点地区
18	市	法定外道路	大字是川字中居1-8	大字是川字中居11	150			◎		是川石器時代遺跡、景観重点地区
19	市	法定外道路	大字是川字中居5-1	大字是川字中居3-2	40			◎		是川石器時代遺跡、景観重点地区
20	市	市道停車場上線	大字売市字奥遊下3-111	大字売市字右水門下8-22	470				○	カラスのふん書
21	市	市道番町線	大字番町1-8	大字番町9-5	360				○	カラスのふん書
22	市	市道中央停車場線	大字馬場町4	大字売市字右水門下11-18	190				○	カラスのふん書
23	市	市道窪町線	大字常海町12	大字窪町1-2	170				○	カラスのふん書
24	市	市道停車場下線	大字十八日町24	大字常海町12	90				○	カラスのふん書
25	県	国道340号	柏崎一丁目151-6	大字十八日町51-1	500	◎		◎		緊急輸送道路、八戸三社大祭合同運行経路
26	県	国道340号	大字新荒町1-2	大字糠塚字平中29-6	470	◎		◎		緊急輸送道路、八戸三社大祭合同運行経路
27	県	県道妙売市線	大字六日町22-3	大字長横町12-2	280	◎			○	緊急輸送道路、カラスのふん書
28	県	主要地方道八戸階上線	大字湊町字本町1-1	大字湊町字久保46-9	450		◎	◎		JR陸奥湊駅前地区の観光振興
29	県	主要地方道八戸階上線	大字鮫町字棚久保14-42	大字鮫町字棚久保14-42	110	◎		◎		緊急輸送道路、三陸復興国立公園
30	県	主要地方道八戸階上線	大字鮫町字小舟渡平10-73	大字鮫町字小舟渡平10-4	180	◎		◎		緊急輸送道路、三陸復興国立公園
31	県	県道島守八戸線	大字是川字中居1-8	大字是川字長田沢3-1	100			◎		是川石器時代遺跡、景観重点地区
-	-	大津波警報等発表時における避難路			-	◎				八戸市津波避難計画
-	-	大津波警報等発表時における指定避難所までの主経路			-	◎				八戸市津波避難計画
市管理道路計					6,570					
県管理道路計					2,090					
総計					8,660					

※候補箇所は事業化が決定したものではなく、事業化の段階で関係機関と協議・調整を行う。

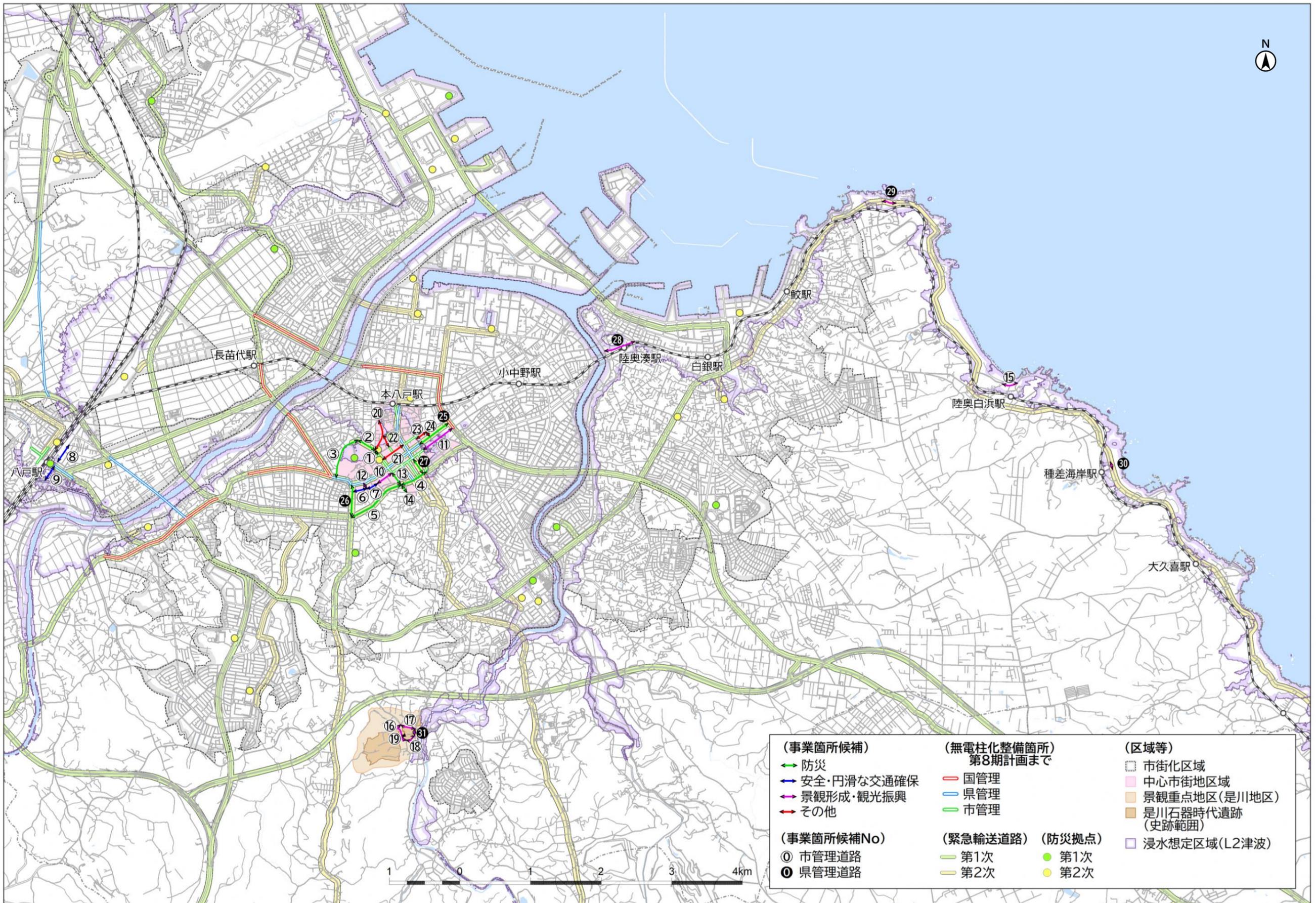


図 29 事業の候補箇所 (全体図) ※候補箇所は事業化が決定したものではなく、事業化の段階で関係機関と協議・調整を行う。

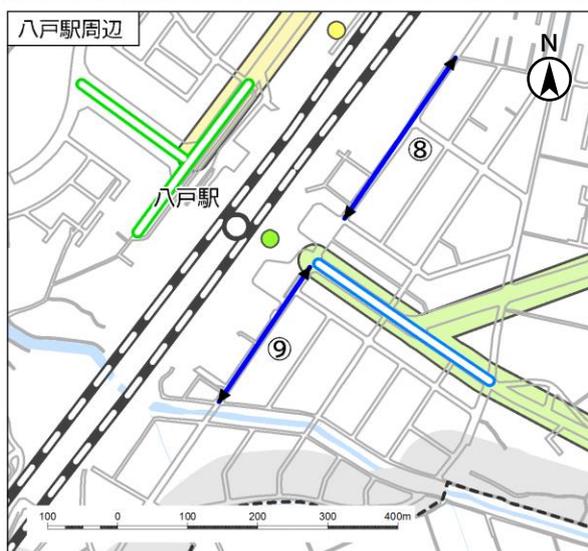
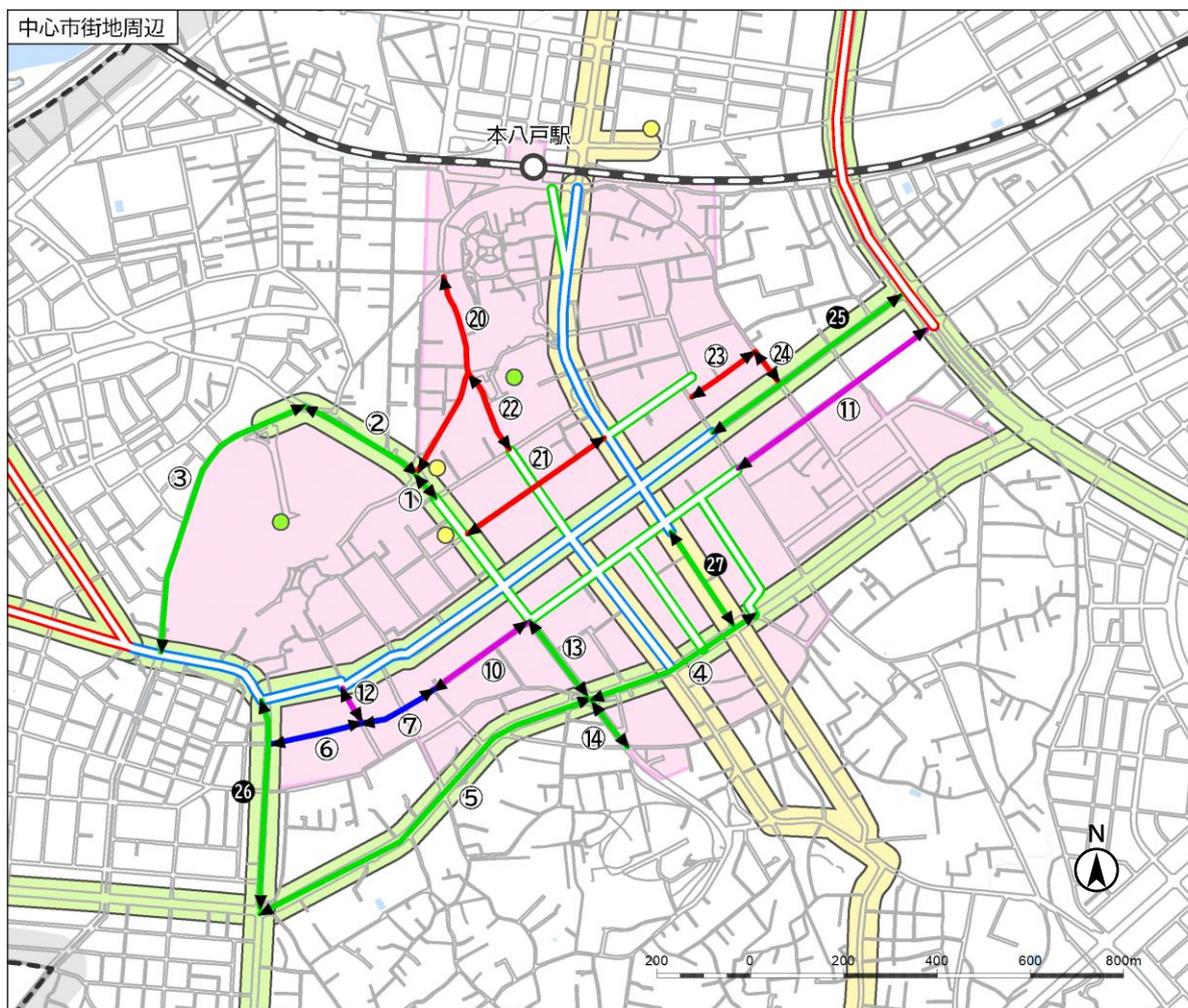


図 30 事業の候補箇所 (拡大図) 1/3

※候補箇所は事業化が決定したものではなく、事業化の段階で関係機関と協議・調整を行う。



図 31 事業の候補箇所 (拡大図) 2/3

※候補箇所は事業化が決定したものではなく、事業化の段階で関係機関と協議・調整を行う。

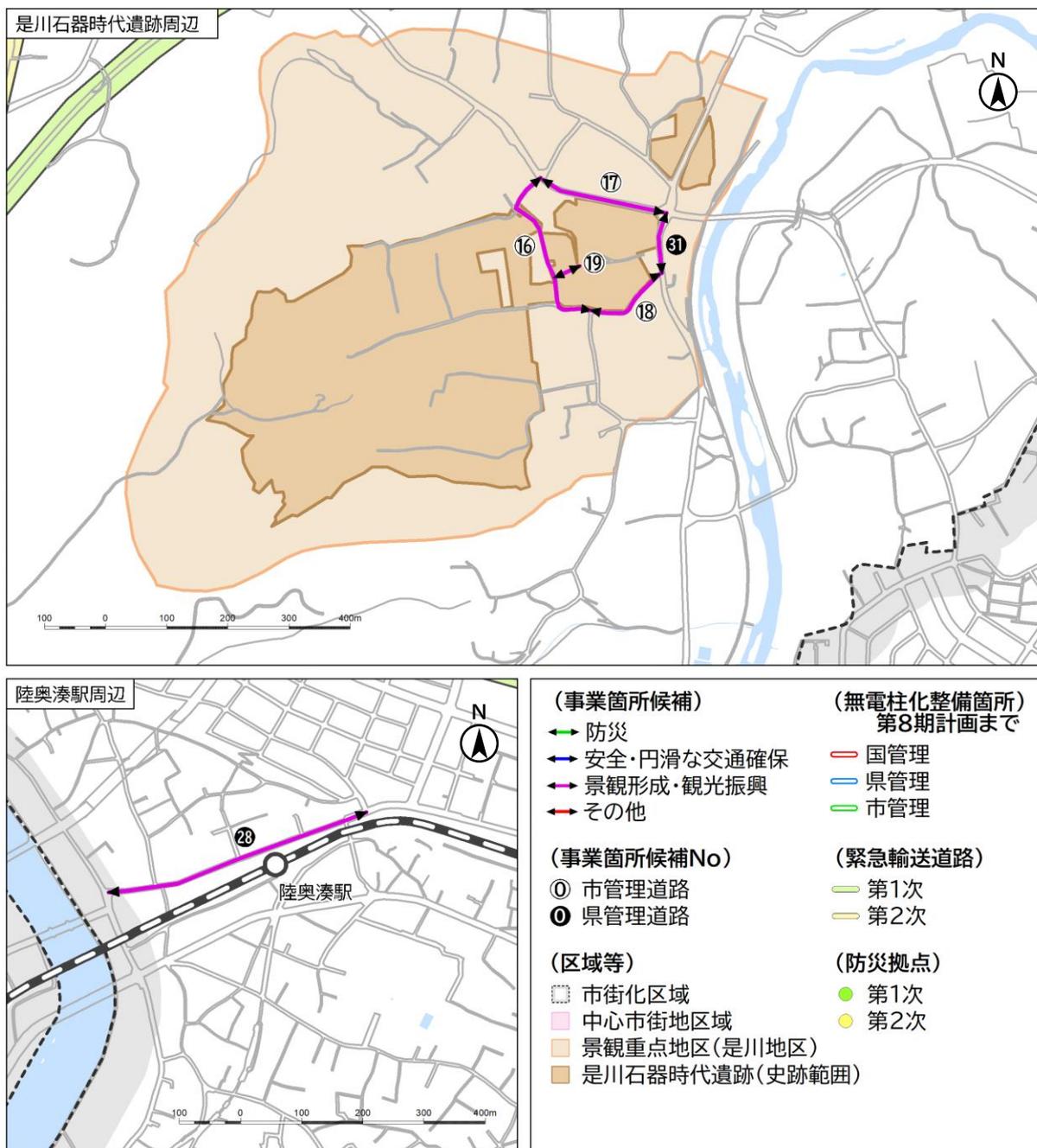


図 32 事業の候補箇所（拡大図） 3/3

※候補箇所は事業化が決定したものではなく、事業化の段階で関係機関と協議・調整を行う。

2. 概算事業費

○事業の候補箇所の概算事業費を以下に示すとおり整理した。

表5 概算事業費

No	路線名	道路延長(m)	該当項目				代表的な道路幅員(m)	歩道幅員(m)	両側整備延長(m)	片側整備延長(m)	概算事業費(百万円)
			防災	安全・円滑な交通確保	景観形成・観光振興	その他					
1	市道停車場上線	60	◎			16.0	2.5m以上	60	0	60	
2	市道長根線	290	◎			9.4	2.5m以上	0	290	145	
3	市道沢里長根線	660	◎			9.0	2.5m以上	0	660	330	
4	市道柳町根城線	440	◎		○	20.0	2.5m以上	440	0	440	
5	市道柳町根城線	880	◎		◎	20.0	2.5m以上	880	0	880	
6	市道上組町湊線	200		◎		7.7	2.5m未満	0	200	100	
7	市道上組町湊線	170		◎	◎	8.0	2.5m未満	0	170	85	
8	市道八戸駅前通線	280		◎		11.0	2.5m未満	0	280	140	
9	市道一番町矢沢線	210		◎		11.0	2.5m未満	0	210	105	
10	市道上組町湊線	250			◎	11.6	2.5m未満	0	250	125	
11	市道上組町湊線	510	◎		◎	7.5~12.0	2.5m未満	180	330	345	
12	市道上徒土町線	90			◎	7.8	2.5m未満	0	90	45	
13	市道烏屋部町線	200	◎		○	16.0	2.5m以上	200	0	200	
14	市道長者山通線	120	◎		○	16.0	2.5m以上	40	80	80	
15	農道堀込1号線	210			◎	8.0	2.5m未満	0	210	105	
16	市道中居線	310			◎	5.0	歩道なし	0	310	155	
17	市道八幡坂線	220			◎	8.9~16.2	2.5m未満	0	220	110	
18	法定外道路	150			◎	4.0	歩道なし	0	150	75	
19	法定外道路	40			◎	4.0	歩道なし	0	40	20	
20	市道停車場上線	470			○	5.7~9.6	歩道なし	0	470	235	
21	市道番町線	360			○	8.0	歩道なし	0	360	180	
22	市道中央停車場線	190			○	6.5~13.8	2.5m未満	0	190	95	
23	市道窪町線	170			○	6.0	歩道なし	0	170	85	
24	市道停車場下線	90			○	7.1~7.4	歩道なし	0	90	45	
総延長		6,570					事業費総計				4,185

※整備単価は、50万(円/m・片側)として設定。※国土交通省より(P41参照)

※整備単価は、管路部敷設工、特殊部敷設工、その他(設計・土工・舗装・支障移転・引込管など)を想定したものであり、用地補償、連系設備補償、道路改良工事等の費用は含んでおらず、実際の費用は地区の状況等によって大きく変化する。

※両側整備と片側整備の区分は、現況の電柱の立地状況により判断した。現況の道路幅員が12m未満の道路は、片側整備として算出した。事業化に当たっては、対象路線の状況に応じた最適な手法を採用するものとする。

3. 事業の推進に向けた検討

(1) 事業の推進に向けた課題

○狭幅員の道路への対応

- ・八戸市では、比較的幅員の広い中心市街地の市道を中心に無電柱化の整備を進めてきたが更なる無電柱化の推進に向けては、生活道路などの狭幅員の道路の整備も求められる。

○高額な整備コスト

- ・無電柱化事業の主な整備方式である電線共同溝方式の一般的な整備コストは、国土交通省によると1km当たり5.3億円（うち電線共同溝本体が約3.5億円/km、地上機器・電線等が1.8億円/km）とされており、高額な整備コストが無電柱化の進まない要因の一つとなっている。

○長期にわたる整備期間

- ・無電柱化の実施に当たっては、多数の占有事業者との調整が必要となる。さらに、埋設物の移設や電力・通信の供給工事、工事完了後の電線・電柱の撤去等、整備完了までに長い期間を要することが多い。

(2) 事業の推進に向けた取り組み

1) 様々な整備手法の活用

○無電柱化の整備にあたっては、関係者との協議を踏まえつつ、施工性・整備期間・整備コスト等を考慮し、対象路線の状況に応じた最適な手法を採用するものとする。

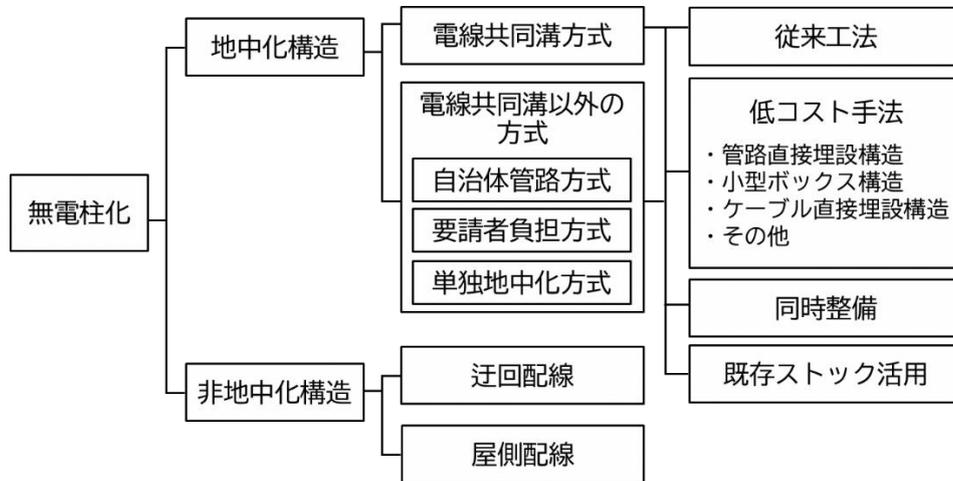


図 33 無電柱化の整備手法

① 低コスト手法の活用

○近年では、小型ボックス構造やケーブル直接埋設構造など整備コストの削減に向けた新たな製品や工法の開発や実用化に向けた取り組みが進められている。そのため、最新の動向の把握しつつ最適な手法を採用し、整備コストの低減や整備期間の短縮を図るものとする。

② 同時整備

○道路の新設・拡幅やその他事業と連携し、一体的な無電柱化の整備（同時整備）により整備コストの低減や整備期間の短縮を図るものとする。

③ 既存ストックの有効活用

○既存の地中管路について、管路所有者と協議のうえ合意が得られる管路においては、インシヤルコストやランニングコスト、現場条件等を踏まえ、電線共同溝等の一部として活用を検討する。

④ 狭幅員の道路等への対応

○幅員が狭い道路においては地上機器設置場所の確保が課題となるため、道路区域外の公共用地・民地を活用した地上機器の設置、ソフト地中化等の道路空間を活用した整備、その他新たな整備手法の活用について、道路沿道の状況を踏まえつつ最適な手法を検討するものとする。

○局所的に無電柱化が必要な箇所等において、電柱の移設など無電柱化以外の手法により課題の解消が可能である場合は、事業費や事業期間、整備効果、実現性などの観点から総合的に手法を判断するものとする。

2) 占用制度の運用

○八戸市では、平成 30 年 6 月 8 日（令和 5 年 6 月 16 日追加）から緊急輸送道路の一部について、占用制度を適用し電柱の新設を禁止しており、今後も緊急輸送道路の指定状況や国の動向等を踏まえつつ適切な運用を実施する。

3) 広報・啓発活動

○無電柱化の重要性について、市民の理解と関心を深め、地域の協力が得られるよう、市の事業の実施状況・整備の効果等の広報・啓発活動を行う。

八戸市無電柱化整備計画

2024年11月（令和6年11月）策定

八戸市 建設部 道路建設課

〒031-8686 青森県八戸市内丸1丁目1番1号
TEL：0178-43-2138（直通） FAX：0178-43-8630